

写

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成29年10月

沖縄県人事委員会

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成二十九年十月

沖縄県人事委員会

人委第342号
平成29年10月10日

沖縄県議会議長 新里米吉 殿
沖縄県知事 翁長雄志 殿

沖縄県人事委員会
委員長 島袋秀勝

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、一般職の職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

目 次

別紙第1 報告	1
1 職員の給与等	2
2 民間の給与等	4
3 職員給与と民間給与との比較	7
4 物価及び生計費	8
5 人事院勧告等の概要	9
むすび	12

別紙第2 勧告	19
---------------	----

(別紙) 人事院の報告及び勧告の骨子等

給与勧告の骨子	53
公務員人事管理に関する報告の骨子	55

参考資料

1 職員給与関係	1
2 民間給与関係	41
3 標準生計費及び労働経済指標	59

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、沖縄県職員の給与に関する条例、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与、民間の給与、人事院の給与勧告並びにその他職員の給与決定等に関する諸条件について調査検討を行ってきた。

その概要は、次のとおりである。

1 職員の給与等

(1) 職員の状況

本委員会は、本年4月現在における職員の給与等の実態を把握するため、「平成29年職員給与等実態調査」を行った。

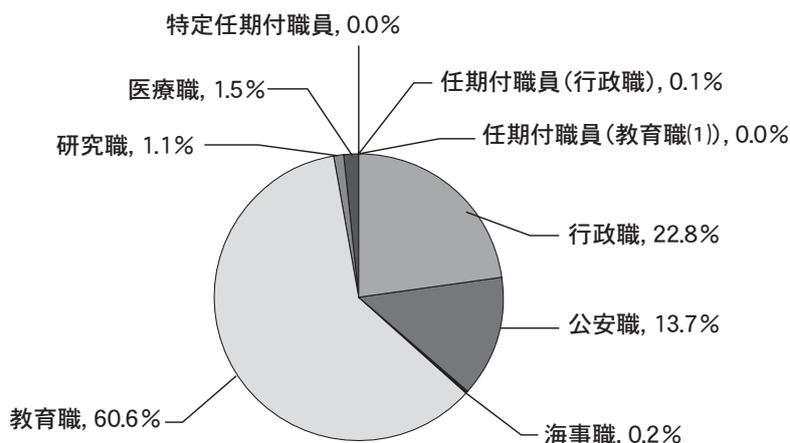
その結果、第1表に示すとおり、職員の総数は19,939人であり、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、海事職、教育職、研究職、医療職及び任期付職員について9種11給料表が適用されている。

第1表 職員の状況

(単位：人)

区分	行政職	公安職	海事職	教育職	研究職	医療職	特定任期付職員	任期付職員(行政職)	任期付職員(教育職(1))	計
職員数	4,543	2,733	49	12,085	214	300	1	13	1	19,939
職員の例	一般行政職員	警察官	船員	小中高校等の教員	農林水産工業関係研究員	医師看護師等	特定任期付職員	一般行政職員	教員	
給料表	行政職給料表	公安職給料表	海事職給料表	教育職給料表(1)(2)(3)	研究職給料表	医療職給料表(1)(2)(3)	特定任期付職員給料表	行政職給料表	教育職給料表(1)	

〈職員の職別割合〉



職員の平均像は、平均年齢41.6歳、平均経験年数19.0年、平均扶養親族数1.2人である。このうち、各給料表の基準となっている行政職給料表の適用者の平均像は、平均年齢40.1歳、平均経験年数17.3年、平均扶養親族数1.1人となっている。

また、職員全体及び行政職給料表の適用者の男女別・学歴別構成は、第2表に示すとおりである。

第2表 職員の男女別・学歴別構成

(単位：人、()内は%)

区 分	男 性	女 性	合 計
職員全体	11,062 (55.5)	8,877 (44.5)	19,939 (100.0)
行政職	2,867 (63.1)	1,676 (36.9)	4,543 (100.0)

区 分	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	合 計
職員全体	15,931 (79.9)	2,183 (10.9)	1,814 (9.1)	11 (0.1)	19,939 (100.0)
行政職	3,499 (77.0)	584 (12.9)	457 (10.1)	3 (0.1)	4,543 (100.0)

(2) 職員の給与

本年4月における職員全体の平均給与月額、第3表に示すとおり、380,193円となっている。また、行政職給料表の適用者の平均給与月額は340,557円である。

第3表 職員の平均給与月額

(単位：円)

区 分		職員全体	行政職
平均給与月額		380,193	340,557
内 訳	給 料	347,079	310,043
	扶 養 手 当	10,820	9,808
	そ の 他	22,294	20,706

(注) 内訳は、四捨五入の関係で必ずしも給与月額計とは一致しない。

(参考資料1 職員給与関係 参照)

2 民間の給与等

(1) 民間給与等の調査

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との比較・検討を行うため、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所を対象として、層化無作為抽出法によって143事業所を抽出のうえ、「平成29年職種別民間給与実態調査」を行った。

調査では、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を実地に詳細に調査した。また、本年も引き続き、給与改定の状況等について調査を行った。

(2) 調査の結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は次のとおりである。

ア 給与改定の状況等

(給与改定の状況)

第4表に示すとおり民間事業所においては、一般の従業員について、ベースアップ慣行のない事業所の割合が63.2%（昨年65.0%）となっており、ベースアップを実施した事業所の割合は23.6%（同25.1%）となっている。なお、ベースアップを中止した事業所の割合は13.2%（同9.9%）となっている。

また、第5表に示すとおり、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は90.1%（昨年82.9%）となっている。一方で、定期昇給を停止した事業所の割合は0.0%（同0.0%）、定期昇給制度のない事業所の割合は9.9%（同17.1%）となっている。

第4表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項 目			
	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
一般従業員（係員）	23.6	13.2	0.0	63.2
管理職（課長級）	21.3	14.5	0.0	64.2

第5表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	定期昇給制度あり	定期昇給実施				定期昇給停止	定期昇給制度なし
		定期昇給実施					
		増額	減額	変化なし			
一般従業員（係員）	90.1	90.1	33.3	0.8	56.0	0.0	9.9
管理職（課長級）	86.4	86.4	33.0	0.0	53.4	0.0	13.6

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

(初任給の状況)

新規学卒者の採用を行った事業所は、第6表に示すとおり、大学卒で27.3%（昨年31.9%）、高校卒で16.7%（同19.8%）となっており、そのうち大学卒で39.0%（同32.2%）、高校卒で48.2%（同26.6%）の事業所で、初任給は増額となっている。

第6表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学 歴	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増 額	据置き	減 額	
		大 学 卒	27.3	(39.0)	
高 校 卒	16.7	(48.2)	(51.8)	(0.0)	83.3

(注) 1 事務員と技術者を対象としたものである。

2 () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

イ 諸手当の支給状況

(家族手当の支給状況)

家族手当の支給状況は、第7表に示すとおり、扶養家族の構成別の手当の平均支給月額、配偶者について11,397円、配偶者と子1人について15,959円、配偶者と子2人について20,013円となっている。

第7表 民間における家族手当の支給状況

(単位：円)

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	11,397
配 偶 者 と 子 1 人	15,959
配 偶 者 と 子 2 人	20,013

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

(特別給の支給状況)

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、第8表に示すとおり、所定内給与月額の4.38月分となっている。

第8表 民間における特別給の支給状況

項 目	事務・技術等従業員	
平均所定内給与月額	下 半 期 (A ₁)	324,453 円
	上 半 期 (A ₂)	323,273 円
特別給の支給額	下 半 期 (B ₁)	709,217 円
	上 半 期 (B ₂)	709,138 円
特別給の支給割合	下 半 期 ($\frac{B_1}{A_1}$)	2.19 月分
	上 半 期 ($\frac{B_2}{A_2}$)	2.19 月分
年 間 の 平 均		4.38 月分

(注) 下半期とは平成28年8月から平成29年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

3 職員給与と民間給与との比較

前記の職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表の適用者、民間においてはこれに相当する職種の者について、役職段階、学歴、年齢の給与決定要素を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、その較差を算出したところ、第9表に示すとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均650円(0.19%)下回っていた。

第9表 公民給与の較差

民間従業員給与 (A)	職員の給与 (B)	公民給与の較差 $(A) - (B) \left(\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right)$
342,965 円	342,315 円	650 円 (0.19%)

(注) 1 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
2 公民給与の較差は、ラスパイレス方式により算定したものである。

職員給与と民間給与を比較する際の役職の対応関係は次表のとおりである。

公民比較における役職の対応関係

職務の級	企業規模 500 人以上の事業所	企業規模 100 人以上 500 人未満の事業所	企業規模 100 人未満の事業所
9 級	支店長、工場長、部長、部次長、中間職(部長-課長間)	支店長、工場長、部長、部次長、中間職(部長-課長間)	支店長、工場長、部長、部次長、中間職(部長-課長間)
8 級	課長		
7 級	課長代理、中間職(課長-係長間)	課長	課長
6 級		課長	課長
5 級	係長	課長代理、中間職(課長-係長間)	課長代理、中間職(課長-係長間)
4 級		係長	係長
3 級	主任、中間職(係長-係員間)	主任、中間職(係長-係員間)	主任、中間職(係長-係員間)
2 級		主任、中間職(係長-係員間)	主任、中間職(係長-係員間)
1 級	係員	係員	係員

4 物価及び生計費

(1) 物価指数

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、第10表に示すとおり、昨年4月に比べ那覇市で0.2%、沖縄県で0.4%、全国で0.4%と上昇している。

第10表 消費者物価指数

区分	平成29年4月	平成28年4月	対前年同月比（%）
那覇市	100.3	100.1	0.2
沖縄県	100.3	99.9	0.4
全国	100.3	99.9	0.4

（注）平成27年＝100とした指数である。

(2) 標準生計費

本委員会が「家計調査」（総務省）等を基礎として算定した本年4月における那覇市の世帯人員別標準生計費は、第11表に示すとおりとなっている。

第11表 那覇市における世帯人員別標準生計費（平成29年4月分）

1人	2人	3人	4人	5人
105,950円	158,680円	170,580円	182,510円	194,420円

（参考資料3 標準生計費及び労働経済指標 参照）

5 人事院勧告等の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与に関する報告及び勧告、並びに公務員人事管理に関する報告を行った。その概要は次のとおりである。

(1) 給与に関する報告及び勧告

ア 月例給については、本年4月分の官民比較の結果、平均631円(0.15%)国家公務員給与が民間給与を下回っていることから、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、本府省業務調整手当の支給額を引き上げることとした。

また、特別給(ボーナス)についても、公務が民間を0.12月下回っていることから、0.10月分引き上げることとし、その引上げ分は勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分することとした。

イ 給与制度の総合的見直しについて、本年4月1日から、本府省業務調整手当の手当額を、係長級は基準となる俸給月額 $の5.5$ パーセントから900円に、係員級は同3.5パーセントから600円に、それぞれ引き上げることとした。さらに、平成30年度から、同手当の手当額を、係長級は基準となる俸給月額 $の6$ パーセント相当額に、係員級は同4パーセント相当額に、それぞれ引き上げることとした。

また、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復することとし、平成30年4月1日において37歳に満たない職員の号棒を同日に1号棒上位に調整することとした。

ウ その他の課題については、次のことについて報告を行った。

(ア) 住居手当について、受給者の増加の動向を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況を踏まえて、必要な検討

(イ) 再任用職員の給与の在り方について、各府省における円滑な人事管理を図る観点から、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討

(ウ) 非常勤職員の勤務環境の整備のため、本年7月に改正した非常勤職員の給与に関する指針に沿った処遇が行われるよう各府省を指導

(2) 公務員人事管理に関する報告

ア 多様な有為の人材の確保のため、民間の多様な取組の動向も注視し、公務の魅力や大学関係者等を含め広く具体的に発信することが重要である。女性や地方の大学生、民間人材などを対象にきめ細かな人材確保策を各府省と連携し展開することとする。

イ 本年6月の「平成28年度年次報告書」で示されたとおり、人事院が初めて実施した職員意識調査から人事評価制度は公務職場において定着してきていると言える。今後、能力・実績に基づく人員配置や昇進管理、処遇を公正に行うことに加え、円滑な業務運営の観点からも、部下職員へのマネジメントが、管理職員により公正かつ適切に行われることが肝要である。

特に、働き方改革における長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の推進を踏まえた適正な評価が必要であり、引き続き人事評価結果の任免・給与等への適切な活用の推進や人事評価及びその活用に関する職員の苦情の適切な解決を図っていく。

ウ 人材育成のため、能力開発の方向性等につき管理職員と部下職員とのコミュニケーションが重要であり、人材育成に関する意識の醸成や必要なスキルの付与等を図るため、引き続き、マネジメント研修の充実に努める。加えて、キャリア形成・女性登用拡大に資する研修等を充実強化していく。

エ 長時間労働の是正のため、各職場におけるマネジメントの強化と併せて、府省のトップが組織全体の業務の削減・合理化に取り組むことが不可欠であり、その際、超過勤務の実態の整理・分析を行い、府省全体で共有することが有効である。人事院としても、官民の参考事例の収集・提供等により、各府省の取組を支援していく。

また、各府省の取組や上限規制に係る民間労働法制の議論等を踏まえ、実効性のある長時間労働是正のための制度等を検討していく。

オ 仕事と家庭の両立支援の促進等のため、指針の改正による両立支援の促進、フレックスタイム制の活用促進、ハラスメント防止対策、心の健康づくりの推進をしていく。

カ 非常勤職員の勤務環境の整備のため、本年7月に改正した非常勤職員の給与に関する指針に沿った処遇が行われるよう各府省を指導していく。

また、民間における同一労働同一賃金の議論を踏まえ、慶弔に係る休暇等について検討を進めていくこととする。

キ 質の高い行政サービスを維持するためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、そのためには人事管理の一体性・連続性が確保されること、職員の意欲と能力に応じた配置・処遇も可能となることから定年の引上げによって対応することが適当である。平成23年の意見の申出以降の諸状況の変化も踏まえ、論点整理を行うなど鋭意検討していくこととする。

人事院の給与勧告の骨子及び公務員人事管理に関する報告の骨子については、別紙のとおりである。

む す び

職員の給与決定に関する基礎的諸条件については、以上述べてきたとおりである。

本委員会としては、これらの諸条件を総合的に勘案したところ、職員の給与等については、次のとおり措置する必要があると考える。

1 給与改定について

本委員会は、職員給与及び民間給与の実態調査の結果、月例給について、職員給与が民間給与を下回るとともに、特別給についても、職員の年間支給月数が民間の年間支給割合を下回ったこと、並びに国家公務員の給与の改定に関する人事院勧告等、諸事情を総合的に勘案し、職員の給与については、国、他の都道府県及び民間の給与水準に均衡させるとともに、社会一般の情勢に適応するよう次のとおり取り扱う必要があると判断した。

(1) 給料表

給料表（教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)を除く。）については、国家公務員の俸給表改定に関する人事院勧告に準じて改定すること。また、教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)については、行政職給料表との均衡を考慮し、改定を行うこと。

(2) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて改定すること。

(3) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、年間の支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分とすること。

支給月数の引上げ分は、本年度については、12月期の勤勉手当を0.10月分引上げ、平成30年度以降においては6月期及び12月期の勤

勉手当が均等になるよう配分すること。

再任用職員、大学の学長並びに一般職の任期付研究員及び任期付職員についても、この改定との均衡を考慮した措置を行うこと。

(4) その他の課題

特勤手当（これに準ずる手当を含む。）については、離島その他の生活に著しく不便な地に所在する公署ごとにそれぞれ級地区分が定められているが、本委員会としては、国や他の都道府県の動向を注視しつつ、引き続き、本県の社会経済情勢の実態把握等必要な検討を行っていくこととする。

2 公務運営に関する課題について

(1) 働き方改革と勤務環境の整備

ア 時間外勤務の縮減と勤務時間の管理

人事院は、本年の報告で、長時間労働の是正について、民間企業においては「働き方改革実行計画」に基づく労働制度の抜本改革が行われようとしているところであり、公務においても、より実効性のある取組を推進していくことが求められているとして、マネジメントの強化、一層の業務改革及び業務合理化への取組が必要と述べている。

時間外勤務の縮減について、本委員会は、職員の心身の健康保持のみならず、ワーク・ライフ・バランスの実現、公務能率の向上等を図るうえで重要な課題であると認識しており、従来からその必要性を指摘してきた。

各任命権者においても、これまで様々な取組を推進してきたところであり、時間外勤務縮減の必要性は浸透してきたものと思われるが、多様化・複雑化する県民ニーズへの対応等もあり、依然として長時間の時間外勤務が行われている実態がある。

時間外勤務の縮減のためには、管理監督者が職場において、所属職員の勤務状況の把握と進行管理を適正に行い、事前命令を徹底す

るなど、効率的な業務運営に努めることが重要である。

さらに、組織全体として、時間外勤務が生じる要因の調査・分析及びこれまでの取組の検証を進め、業務の取捨選択や優先順位の明確化、業務プロセスの改善、繁忙期における業務支援等による業務の平準化に取り組むほか、業務実態に応じた適正な人員配置など、より一層の取組が必要である。

勤務時間の管理については、平成29年1月に厚生労働省が「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を策定しており、使用者は、出退勤（勤務）時間を適正に把握する責務があり、各任命権者は適切に対応する必要がある。

また、職員の健康管理等の見地から、宿日直等の勤務体制及び休憩時間の付与等について、適切な管理に努める必要がある。

学校における教職員の勤務時間の管理のため、出退勤時間を把握する取組が始まっているところであるが、客観的に勤務時間を把握し集計するためのシステム導入を進めていく必要がある。

さらに、教職員の長時間勤務の改善のためには、学校における勤務時間を意識した働き方、教育関係者の業務改善の取組など「学校における働き方改革」を進めていく必要がある。

イ 仕事と家庭の両立支援の推進

職員一人一人が公務においてその能力を十分に発揮するためには、仕事と家庭の両立が図られていることが重要であり、各任命権者においては、これまでも家庭における育児や介護に係る支援制度の整備充実に取り組んできたところである。

育児に関する支援については、各任命権者において、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画により取組が進められているが、一部の任命権者においては、依然として男性職員の育児休業等の取得率は低い状況にある。

また、介護については、職員の介護休暇の取得実績に、ここ数年間大きな変化は見られないものの、今後は、少子高齢化の進展に伴

い、介護休暇の取得者の増加や介護期間の長期化も予想される。

各任命権者においては、働き方改革の一環として、育児休暇や介護休暇等の取得しやすい職場環境づくりに向けた管理監督者及び男性職員の意識改革に引き続き取り組む必要がある。

ウ 心身の健康管理

職員の心身の健康管理については、健康の保持・増進の観点はもとより、公務遂行能率の維持向上という観点からも重要な課題である。

特に、心の健康づくりについては、一部の任命権者において、病気休職者全体に占める精神性疾患による休職者の割合が高い状況が続いており、その対策が重要である。

職員の心の健康を害する要因は、仕事、職場生活、家庭、地域等に存在し、複合的なものと考えられる。職員の心の健康づくりを推進していくためには、職場環境の改善を含め、任命権者のメンタルヘルスケアの積極的推進が重要であり、職場における組織的かつ計画的な対策の実施が大きな役割を果たすものである。

各任命権者においては、「心の健康づくり計画」等に基づき、これまで様々な取組を進めてきたところであるが、心の健康づくりを推進するためには、個々の職員が当事者意識を持ち、メンタルヘルスに対する理解を更に深めることが重要であり、各種研修の実施等、体系的な取組を推進するとともに、昨年度に導入されたストレスチェック制度についても、検査結果を集团的に分析し職場環境の課題の改善につなげるよう努める必要がある。

心の病等で休職した職員を対象とした復職試行や勤務軽減措置については、引き続き、これまでの取組を検証して更なる充実を図るとともに、復職後の状況把握や職務遂行能力の回復支援等といったフォローアップや再発防止策にも取り組む必要がある。

法令で義務付けられている長時間の時間外勤務を行った職員を対象とした医師による面接指導については、各任命権者とも実施率が

依然として低いことから、時間外勤務縮減の努力とともに、実施率の向上に向けて取り組む必要がある。

職場におけるハラスメントは、職員の人格や尊厳を傷つける行為であり、勤労意欲の低下や心の健康に悪影響を及ぼす要因になるとともに、職場環境の悪化や公務能率の低下にもつながるおそれがある。

各任命権者においては、ハラスメントに対する理解を深めるための研修等による意識啓発や相談窓口の周知等、発生防止や相談体制の充実に引き続き取り組むとともに、良好な職場環境の確保に努める必要がある。

また、改めて職員の心身の健康と長時間勤務などの勤務環境の課題との関係についても分析・把握を行い、業務の更なる見直しや改善など「働き方改革」と「勤務環境の整備」につなげる必要がある。

(2) 能力及び実績に基づく人事管理の推進

各任命権者は、能力及び実績に基づく人事管理の徹底等を図るため、地方公務員法に基づき、人事評価を実施しているところである。

公正な人事評価制度を円滑に実施するためには、評価者研修の充実等による評価能力の向上を図るとともに、評価者と被評価者との相談、指導、助言や、被評価者に対する研修等を通じて、人事評価制度の趣旨及び目的が評価者と被評価者との間で十分に共有されるよう、引き続き努めることが重要である。

その評価結果については、引き続き人事管理の基礎として適切に活用していく必要がある。

(3) 多様な人材の確保及び育成

複雑多様化する県民ニーズに迅速かつ的確に対応するためには、県職員として優れた資質や高い能力を有する多様な人材を確保し、育成することが重要である。

本委員会は、任命権者の求める多様な人材を確保するため、これまでも、試験区分の新設や試験実施方法等の見直しを行ってきたところ

である。

一方で、一部の技術系職種において、必要な数の人材確保が厳しい状況が続いている。

本委員会としても、受験者募集の周知に引き続き取り組むこととするが、各任命権者においても、県の仕事の魅力を発信していくとともに、職種ごとの中長期的人員配置の考えの下、年度ごとの職員採用数の平準化に努める必要がある。

人材育成については、各任命権者における人材育成基本方針に基づき、自己啓発を中心とした能力開発を基本に、各種職員研修による人材育成を通して職員の職務遂行能力向上に努めることが重要である。

女性職員の登用拡大については、各任命権者において、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき策定した特定事業主行動計画により取り組んでいるところであり、引き続き計画的、積極的な登用及び職域拡大等を図るとともに、働きやすい環境の整備に努め、意欲と能力のある女性を活用する必要がある。

また、臨時・非常勤職員については、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）」の趣旨を踏まえ、平成32年4月1日の施行に向けて、各任命権者においては、適切に対応するとともに、知事においては、各任命権者との連絡、調整等を適切に行う必要がある。

(4) 高齢層職員の能力及び経験の活用

人事院は、本年の報告で、質の高い行政サービスを維持するには高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠で、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、職員の意欲と能力に応じた配置・処遇も可能となる定年の引上げが適当であるとしており、政府においても具体的な検討を進めているところである。

本県では、現在、再任用制度により雇用と年金の接続を図っているところであり、各任命権者においては、引き続き、定年退職する職員の希望、意欲、能力、適性等に応じ、その職員が培ってきた専門的知

識や経験を活用し得るポストへの配置に努めるとともに、定年の引上げについて、国の動向、他の地方公共団体の取組等を注視していく必要がある。

(5) 服務規律の徹底

県行政を円滑に推進する上で県民の信頼は不可欠であり、その信頼を保持するためには、職員一人一人が、自らの行動が県行政への信頼に大きな影響を与えることを認識し、県民全体の奉仕者として、勤務時間の内外を問わず自覚を持ち、県民の信頼に応えるべく、高い使命感をもって職務に精励することが肝要である。

本委員会においては、これまでも、この認識の下、職員の服務規律の徹底について言及してきたところであるが、依然として、一部の職員による不祥事が相次いでいる状況にある。

各任命権者においては、従来より注意喚起、研修の実施等に取り組んできたところであるが、改めてこれまでの取組の効果を検証の上、不祥事の根絶に向け、職員に対して法令遵守の意識を徹底させるとともに、綱紀の粛正に万全を期し、県民の信頼に応えることが重要である。

3 勧告実施の要請について

人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、適正な職員の給与水準を確保するとともに、人材の確保や組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的かつ安定的な運営に寄与するものである。

近年、行政需要が増大かつ複雑化する中、職員においては、県民の安全安心の確保を始め、様々な分野で日々職務に精励しており、給与をはじめとする勤務条件は、そのような職員の努力や実績に的確に報いる必要がある。

議会及び知事におかれては、給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別紙第2

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、次の事項を実現するため、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）を改正することを勧告する。

1 沖縄県職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額
の限度を414,300円とすること。

イ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 平成29年12月期の支給割合

a b及びc以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.95月分（再任用職員にあっては、0.45月分）とすること。

b 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.15月分（再任用職員にあっては、0.55月分）とすること。

c 大学の学長

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

(イ) 平成30年6月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.425月分）とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.1月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.525月分）とすること。

c 大学の学長

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

2 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 平成29年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 平成30年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

3 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当

ア 平成29年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 平成30年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月

分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、平成29年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては平成30年4月1日から実施すること。

別記第1

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400
	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900
	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600
	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200
	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000
	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600
	41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100
	42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200	
	43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600	
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900		

45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600	
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900	
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200	
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600	
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900	
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200	
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500	
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700		
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000		
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300		
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600		
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900		
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200		
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500		
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700		
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000		
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300		
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600		
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800		
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100		
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400		
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600		
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800		
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100		
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400		
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600		
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800		
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100		
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400		
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600		
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800		
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900			
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200			
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400			
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600			
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900			
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200			
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400			

93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600				
94		294,400	342,200						
95		294,800	342,700						
96		295,200	343,100						
97		295,400	343,200						
98		295,700	343,700						
99		296,100	344,100						
100		296,500	344,400						
101		296,700	344,700						
102		297,000	345,100						
103		297,400	345,500						
104		297,700	345,900						
105		297,900	346,400						
106		298,200	346,800						
107		298,600	347,200						
108		298,900	347,600						
109		299,100	348,100						
110		299,500	348,500						
111		299,900	348,800						
112		300,200	349,100						
113		300,300	349,600						
114		300,600							
115		300,900							
116		301,300							
117		301,500							
118		301,700							
119		302,000							
120		302,300							
121		302,700							
122		302,900							
123		303,200							
124		303,500							
125		303,800							
再任用職員	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500	440,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第 37 条に規定する職員を除く。

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	166,000	181,700	208,200	248,300	291,800	318,300	346,800	381,300	422,400
	2	167,700	183,500	210,200	250,100	293,800	320,500	349,000	383,500	424,200
	3	169,500	185,300	212,200	251,900	295,900	322,800	351,300	385,500	426,100
	4	171,200	187,100	214,200	253,700	298,200	324,900	353,500	387,600	428,000
	5	172,700	189,000	216,200	255,400	300,000	327,200	355,500	389,300	429,400
	6	174,600	191,300	218,200	257,200	302,200	329,400	357,600	391,300	431,100
	7	176,400	193,600	220,200	258,800	304,300	331,700	359,800	393,100	432,700
	8	178,300	195,900	222,100	260,500	306,500	333,900	362,000	394,900	434,200
	9	180,000	198,100	224,200	261,800	308,500	335,700	363,800	396,700	435,800
	10	181,700	200,700	226,000	263,400	310,700	338,000	366,000	398,700	437,500
	11	183,400	203,200	227,800	264,700	313,000	340,200	368,000	400,700	439,100
	12	185,100	205,700	229,600	266,000	315,100	342,500	370,200	402,800	440,700
	13	187,000	208,000	231,500	267,600	317,200	344,500	372,100	404,500	441,800
	14	189,100	209,800	233,400	269,000	319,500	346,600	374,200	406,600	443,400
	15	191,200	211,600	235,300	270,100	321,700	348,800	376,300	408,600	445,200
	16	193,300	213,400	237,200	271,400	323,900	350,900	378,400	410,700	447,000
	17	195,500	215,300	238,800	272,300	325,700	353,000	380,000	412,400	448,600
	18	197,900	217,200	240,600	273,700	328,000	355,000	382,000	414,100	450,400
	19	200,300	219,100	242,400	275,100	330,100	357,000	383,900	415,800	452,200
	20	202,700	220,900	244,200	276,500	332,400	359,100	385,900	417,400	453,900
	21	205,200	222,600	245,800	277,800	334,400	360,900	387,700	419,100	455,500
	22	207,000	224,400	247,200	279,200	336,400	362,900	389,800	420,700	457,200
	23	208,800	226,200	248,400	280,500	338,500	364,800	391,900	422,100	458,800
	24	210,600	228,000	249,700	282,000	340,500	366,900	393,900	423,600	460,600
	25	212,500	229,700	251,000	283,200	342,400	368,600	395,600	424,900	462,100
	26	214,300	231,400	252,300	285,100	344,500	370,600	397,600	426,300	463,500
	27	216,100	233,100	253,600	287,100	346,400	372,600	399,700	427,800	465,000
	28	217,800	234,800	254,800	289,100	348,400	374,600	401,800	429,400	466,300
	29	219,700	236,200	256,000	291,000	350,300	376,500	403,300	430,700	467,500
	30	221,500	238,000	257,100	293,000	352,400	378,600	405,100	432,400	468,200
	31	223,300	239,800	258,400	294,800	354,300	380,700	406,800	434,100	468,900
	32	225,100	241,600	259,500	296,700	356,400	382,700	408,500	435,700	469,600
	33	226,800	243,000	260,100	298,500	357,900	384,600	410,200	437,100	470,100
	34	228,500	244,500	261,300	300,300	359,900	386,700	411,700	438,800	470,900
	35	230,200	245,800	262,400	302,200	361,800	388,800	413,300	440,500	471,600
	36	231,900	247,200	263,600	304,000	363,900	390,700	414,800	442,100	472,200
	37	233,300	248,500	264,500	305,800	365,800	392,400	416,100	443,500	472,500
	38	235,100	249,800	265,700	307,700	367,900	393,900	417,600	444,200	473,100
	39	236,900	251,000	266,700	309,600	369,900	395,200	419,100	444,900	473,600
	40	238,700	252,200	267,700	311,300	371,900	396,600	420,600	445,600	474,100
	41	240,100	253,400	268,900	313,100	373,900	397,800	422,100	446,000	474,600
	42	241,500	254,600	270,300	314,900	376,000	398,900	423,400	446,600	475,000
	43	242,800	255,700	271,600	316,800	378,100	399,900	424,700	447,300	475,400
44	244,000	256,800	272,800	318,700	380,100	400,900	425,900	447,900	475,800	

45	245,300	257,600	273,900	320,400	381,800	402,100	426,900	448,700	476,100
46	246,400	258,700	275,400	322,300	383,500	403,300	427,600	449,400	
47	247,400	259,800	276,900	324,200	385,100	404,400	428,400	449,900	
48	248,300	261,000	278,500	326,000	386,800	405,600	429,200	450,400	
49	249,200	261,900	280,300	327,500	388,200	406,900	429,700	450,900	
50	250,300	263,100	282,000	329,100	389,200	407,700	430,100	451,200	
51	251,500	264,100	283,700	330,500	390,200	408,500	430,500	451,500	
52	252,600	265,200	285,200	332,200	391,200	409,200	430,800	451,900	
53	253,300	266,400	286,700	333,700	392,500	409,700	431,100	452,300	
54	254,500	267,400	288,500	335,400	393,600	410,400	431,500	452,500	
55	255,400	268,800	290,200	337,100	394,700	411,100	431,800	452,800	
56	256,600	270,000	291,900	338,900	395,900	411,700	432,100	453,000	
57	257,600	271,000	293,400	339,900	397,200	412,400	432,400	453,400	
58	258,600	272,600	295,100	341,600	398,000	412,800	432,700	453,600	
59	259,400	274,000	296,900	343,200	398,800	413,400	433,000	453,800	
60	260,400	275,600	298,700	344,800	399,500	414,000	433,300	454,000	
61	261,500	277,200	300,100	346,400	400,000	414,400	433,600	454,400	
62	262,500	278,800	301,900	348,100	400,700	415,000	433,900		
63	263,600	280,400	303,700	349,800	401,400	415,500	434,200		
64	264,500	281,900	305,400	351,500	402,100	416,000	434,500		
65	265,600	283,300	306,800	353,100	402,400	416,500	434,800		
66	266,800	284,700	308,500	354,700	403,100	417,100	435,100		
67	268,000	286,200	309,900	356,300	403,800	417,500	435,400		
68	269,300	287,600	311,600	357,900	404,400	418,000	435,700		
69	270,500	289,200	313,000	359,100	404,800	418,400	435,900		
70	271,900	290,700	314,400	360,500	405,300	418,700	436,200		
71	273,300	292,300	315,800	361,800	405,900	419,000	436,500		
72	274,600	293,900	317,300	363,200	406,400	419,300	436,800		
73	275,800	295,100	318,100	364,400	406,900	419,600	437,000		
74	277,200	296,500	319,700	365,600	407,300	419,900	437,300		
75	278,600	298,000	321,200	366,900	407,800	420,200	437,600		
76	279,800	299,500	322,900	368,200	408,300	420,500	437,900		
77	281,000	300,500	324,700	369,500	408,800	420,700	438,100		
78	282,200	302,000	326,400	370,700	409,300	421,000	438,400		
79	283,400	303,200	328,000	371,900	409,900	421,300	438,700		
80	284,400	304,700	329,600	373,100	410,400	421,600	439,000		
81	285,500	306,000	331,300	374,300	410,800	421,800	439,200		
82	286,700	307,400	333,000	375,500	411,400	422,100	439,500		
83	288,000	308,600	334,600	376,600	411,900	422,400	439,800		
84	289,300	310,000	336,300	377,800	412,100	422,600	440,100		
85	290,500	311,000	337,700	378,900	412,400	422,800	440,300		
86	291,700	312,500	339,200	379,500	412,900	423,100			
87	292,600	313,800	340,700	380,000	413,200	423,400			
88	293,800	315,300	342,200	380,600	413,500	423,600			
89	294,800	316,800	343,500	381,200	413,800	423,800			
90	296,000	318,300	344,700	381,800	414,200	424,100			
91	297,100	319,700	346,000	382,400	414,600	424,400			
92	298,300	321,200	347,300	383,000	415,000	424,600			
93	298,900	322,500	348,700	383,300	415,300	424,800			
94	300,200	323,800	350,200	383,800					
95	301,300	325,200	351,700	384,400					
96	302,600	326,500	353,200	384,900					

97	303,700	327,700	354,500	385,300						
98	304,900	329,000	355,700	385,700						
99	306,100	330,300	356,800	386,300						
100	307,300	331,600	358,000	386,800						
101	308,500	333,000	359,100	387,200						
102	309,500	333,900	360,200	387,700						
103	310,600	335,000	361,300	388,300						
104	311,600	336,200	362,500	388,800						
105	312,400	337,300	363,700	389,100						
106	313,000	338,400	364,200	389,500						
107	313,600	339,400	364,800	390,000						
108	314,300	340,500	365,400	390,300						
109	314,800	341,700	366,000	390,600						
110	315,300	342,700	366,500	391,100						
111	315,800	343,700	367,000	391,600						
112	316,400	344,600	367,500	392,100						
113	317,200	345,500	367,900	392,400						
114	317,900	346,400	368,300	392,900						
115	318,600	347,400	368,900	393,400						
116	319,300	348,400	369,400	393,900						
117	319,900	349,400	369,800	394,200						
118	320,700	349,900	370,300	394,700						
119	321,400	350,500	370,900	395,200						
120	322,200	351,100	371,400	395,700						
121	322,800	351,400	371,500	396,100						
122	323,100	351,800	372,100	396,600						
123	323,600	352,300	372,600	397,000						
124	324,100	352,700	373,000	397,500						
125	324,400	353,100	373,500	397,900						
126		353,500	374,000							
127		354,000	374,500							
128		354,400	375,000							
129		354,800	375,300							
130		355,200	375,800							
131		355,600	376,300							
132		356,000	376,800							
133		356,200	377,100							
134		356,700	377,600							
135		357,100	378,000							
136		357,400	378,400							
137		357,700	378,700							
138		358,100	379,200							
139		358,600	379,700							
140		359,100	380,200							
141		359,400	380,500							
142		359,900								
143		360,400								
144		360,900								
145		361,200								
再任用職員		241,100	252,800	256,900	288,200	304,700	318,800	342,400	377,500	409,100

備考 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

海事職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,200	171,100	224,800	269,000	317,900	354,900	415,500
	2	147,200	173,400	227,000	270,800	319,900	357,200	418,000
	3	148,300	175,900	229,000	272,600	322,000	359,400	420,600
	4	149,300	178,200	231,100	274,400	324,100	361,900	423,100
	5	150,300	180,600	233,100	275,700	326,300	364,000	425,400
	6	151,600	183,100	235,200	277,600	328,200	367,100	427,800
	7	152,900	185,500	237,300	279,400	329,800	370,300	430,200
	8	154,200	188,100	239,400	281,200	331,500	373,200	432,600
	9	155,300	190,300	241,600	282,600	333,000	376,100	434,300
	10	156,800	192,700	243,500	285,100	335,300	379,200	436,500
	11	158,400	195,100	245,400	287,300	337,600	382,300	438,800
	12	159,900	197,600	247,300	289,500	340,100	385,300	441,000
	13	161,200	200,100	249,200	292,100	342,200	388,100	442,700
	14	162,700	202,700	251,100	294,700	344,500	390,800	444,900
	15	164,200	205,400	252,900	296,900	346,800	393,600	447,000
	16	165,800	208,000	254,800	299,300	349,200	396,300	449,200
	17	167,200	210,400	256,500	301,500	351,600	399,100	451,400
	18	168,900	213,100	258,400	303,700	354,100	401,100	453,700
	19	170,600	215,800	260,300	305,900	356,500	403,100	456,000
	20	172,300	218,500	262,200	308,000	358,900	405,200	458,200
	21	173,900	221,100	263,700	310,000	361,300	406,700	460,400
	22	175,900	222,700	265,300	311,200	363,700	408,600	462,200
	23	177,800	224,300	266,800	312,300	365,900	410,400	463,900
	24	179,700	225,900	268,300	313,500	368,200	412,400	465,600
	25	181,400	227,400	269,800	314,800	370,400	413,900	467,000
	26	183,200	228,900	271,400	316,400	372,800	415,500	468,300
	27	185,000	230,400	272,800	317,900	375,200	417,300	469,500
	28	186,800	231,700	274,300	319,500	377,500	419,000	470,600
	29	188,400	233,300	275,700	320,800	379,600	420,000	471,700
	30	190,500	234,400	277,100	322,400	381,700	421,600	472,700
	31	192,600	235,500	278,500	324,000	383,900	423,100	473,700
	32	194,700	236,600	279,700	325,700	386,000	424,700	474,900
	33	196,600	237,800	280,600	327,300	387,700	426,300	475,300
	34	198,500	238,700	282,000	328,900	389,400	427,600	476,300
	35	200,400	239,600	283,100	330,200	391,000	428,900	477,400
	36	202,300	240,500	284,400	331,700	392,800	430,100	478,500
	37	204,100	241,200	285,400	333,200	394,400	431,300	479,400
	38	205,700	242,000	286,600	334,800	395,800	432,300	480,300
	39	207,300	242,800	287,400	336,400	397,300	433,300	481,200
	40	208,900	243,700	288,400	337,800	398,800	434,300	482,100
	41	210,300	244,700	289,500	339,200	399,400	434,700	482,900
	42	211,900	245,600	290,500	340,600	400,700	435,300	483,600
	43	213,500	246,500	291,400	342,100	401,900	436,000	484,300
	44	215,100	247,400	292,100	343,600	403,300	436,700	485,000
	45	216,500	248,200	293,000	345,000	404,700	437,300	485,500
	46	217,800	249,100	294,200	346,400	406,100	437,600	486,100
	47	219,000	249,900	295,300	347,800	407,500	438,200	486,700
48	220,300	250,800	296,700	349,200	408,800	438,800	487,300	

49	221,700	251,200	298,100	350,100	410,100	439,100	487,600
50	222,900	251,900	299,200	351,500	411,000	439,800	488,200
51	224,100	252,500	300,300	352,800	411,900	440,500	488,900
52	225,200	253,000	301,200	354,200	412,800	441,200	489,400
53	226,500	253,200	302,200	355,500	413,000	441,800	489,900
54	227,800	253,700	303,200	356,900	413,400	442,500	490,600
55	229,000	254,100	304,300	358,200	413,900	443,200	490,900
56	230,200	254,800	305,200	359,600	414,400	443,800	491,500
57	231,300	255,100	306,300	360,300	414,800	444,200	492,000
58	232,500	255,800	307,400	361,500	415,000	444,900	
59	233,700	256,200	308,500	362,600	415,600	445,600	
60	234,900	256,800	309,600	363,900	416,100	446,300	
61	236,100	257,400	310,300	365,000	416,400	446,700	
62	237,200	257,900	311,000	365,600	417,000	447,000	
63	238,100	258,400	311,800	366,100	417,600	447,300	
64	239,200	259,000	312,600	366,700	418,200	447,600	
65	239,800	259,400	313,000	367,100	418,800	447,800	
66	240,800	259,800	313,700	367,600	419,400	448,100	
67	241,600	260,000	314,200	368,100	419,900	448,400	
68	242,700	260,500	314,800	368,600	420,500	448,700	
69	243,400	260,800	315,500	368,800	421,100	448,900	
70	244,200			369,100	421,600	449,200	
71	244,900			369,500	422,200	449,500	
72	245,800			369,800	422,800	449,700	
73	246,600			370,300	423,300	449,900	
74	247,300			370,500	423,900		
75	247,800			371,000	424,400		
76	248,400			371,500	425,000		
77	248,700			371,800	425,500		
78	249,200			372,300	426,100		
79	249,800			372,800	426,800		
80	250,500			373,300	427,400		
81	250,900			373,800	427,700		
82	251,200			374,200	428,300		
83	251,400			374,700	429,000		
84	251,900			375,200	429,600		
85	252,200			375,600	430,000		
86				376,100	430,500		
87				376,500	431,200		
88				377,000	431,900		
89				377,500	432,100		
90				378,000			
91				378,500			
92				379,000			
93				379,300			
94				379,700			
95				380,200			
96				380,600			
97				381,100			
98				381,400			
99				381,900			
100				382,300			
101				382,900			
再任用 職員	214,700	219,900	249,900	279,300	320,000	348,800	395,300

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	212,900	273,900	321,200	405,100
	2	215,200	276,900	324,100	407,400
	3	217,400	279,700	327,200	409,800
	4	219,600	282,500	330,200	412,300
	5	221,700	285,300	333,400	414,600
	6	223,900	287,800	336,200	417,100
	7	226,100	290,000	338,800	419,300
	8	228,200	292,400	341,500	421,800
	9	230,500	295,100	344,500	423,500
	10	232,900	297,600	347,500	426,000
	11	235,300	300,000	350,600	428,400
	12	237,700	302,600	353,900	430,700
	13	240,000	305,000	356,800	432,100
	14	242,400	307,000	358,900	434,300
	15	244,800	309,100	361,200	436,500
	16	247,200	311,000	363,800	438,800
	17	249,300	313,200	366,200	441,100
	18	252,400	315,400	368,400	443,500
	19	255,500	317,400	370,700	445,800
	20	258,600	319,400	372,800	448,200
	21	261,500	321,400	374,900	450,300
	22	264,500	323,900	377,000	452,600
	23	267,400	326,500	379,100	455,000
	24	270,300	329,300	381,100	457,300
	25	273,100	331,400	382,700	459,300
	26	275,700	333,600	384,500	461,500
	27	278,200	335,800	386,300	463,600
	28	280,900	338,300	388,200	465,800
	29	283,800	340,700	390,100	467,900
	30	286,200	342,900	391,800	470,200
	31	288,400	345,000	393,500	472,400
	32	290,800	346,900	395,200	474,500
	33	293,200	349,100	396,900	476,400
	34	295,400	351,400	398,700	478,500
	35	297,900	353,700	400,200	480,800
	36	300,200	355,900	402,000	483,000
	37	302,700	357,600	403,100	485,100
	38	304,400	359,600	404,700	487,100
	39	306,100	361,700	406,300	489,000
	40	307,800	363,600	407,800	490,900
	41	309,700	365,500	408,800	492,900
	42	310,500	367,400	410,400	494,800
	43	311,400	369,200	411,900	496,500
44	312,300	371,000	413,500	498,400	

45	313,200	372,900	414,900	500,300
46	314,300	374,700	416,500	502,100
47	315,200	376,200	417,900	503,900
48	316,300	378,000	419,500	505,800
49	317,300	379,500	420,900	507,500
50	318,400	381,100	422,200	509,200
51	319,300	382,900	423,500	511,000
52	320,200	384,600	424,800	512,900
53	321,400	385,700	425,500	514,500
54	322,400	387,200	426,500	516,100
55	323,400	388,600	427,400	517,800
56	324,400	390,200	428,300	519,400
57	325,300	391,600	429,200	521,000
58	326,400	393,000	430,100	522,300
59	327,500	394,300	431,000	523,600
60	328,500	395,800	431,900	524,800
61	329,500	397,100	432,800	526,000
62	330,500	398,500	433,700	527,000
63	331,600	400,000	434,700	528,000
64	332,700	401,500	435,800	529,000
65	333,500	402,500	436,700	529,600
66	334,600	403,600	437,700	530,500
67	335,300	404,600	438,700	531,400
68	336,400	405,700	439,600	532,300
69	337,000	406,700	440,600	533,200
70	338,100	407,600	441,600	534,000
71	339,100	408,400	442,500	534,700
72	340,200	409,200	443,500	535,200
73	340,600	410,000	444,500	535,900
74	341,600	410,900	445,400	536,400
75	342,600	411,700	446,300	537,200
76	343,600	412,500	447,300	537,800
77	344,600	413,200	448,100	538,300
78	345,600	413,600	448,600	
79	346,500	413,900	449,300	
80	347,400	414,200	449,900	
81	348,400	414,500	450,700	
82	349,400	414,800	451,400	
83	350,400	415,000	451,700	
84	351,400	415,300	452,300	
85	352,000	415,600	452,700	
86	352,600	415,900	453,000	
87	353,200	416,200	453,300	
88	353,800	416,500	453,600	
89	354,400	416,700	453,900	
90	354,800	417,000		
91	355,200	417,300		
92	355,700	417,600		

93	356,200	417,800		
94	356,600	418,100		
95	357,100	418,400		
96	357,600	418,700		
97	358,200	418,900		
98	358,700	419,200		
99	359,100	419,500		
100	359,600	419,700		
101	360,000	419,900		
102	360,500	420,200		
103	360,800	420,500		
104	361,300	420,700		
105	361,800	420,900		
106	362,200			
107	362,700			
108	363,200			
109	363,600			
110	364,100			
111	364,600			
112	365,000			
113	365,400			
114	365,800			
115	366,300			
116	366,700			
117	367,100			
118	367,500			
119	368,000			
120	368,400			
121	368,700			
122	369,100			
123	369,600			
124	369,900			
125	370,300			
126	370,800			
127	371,300			
128	371,700			
129	372,100			
特 1				706,000
特 2				761,000
特 3				818,000
特 4				895,000
特 5				965,000
再任用 職員	282,400	293,400	315,300	399,300

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用し、4級の特1号給から特5号給までは、学長のみ適用する。

教育職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	156,300	200,600	261,100	329,200	416,500
	2	157,800	202,300	263,600	331,400	418,300
	3	159,300	204,000	265,900	333,700	420,100
	4	160,800	205,700	268,200	335,800	421,800
	5	162,500	207,500	270,800	338,100	423,300
	6	164,400	209,200	273,200	340,300	424,800
	7	166,200	210,900	275,400	342,600	426,700
	8	168,000	212,500	277,600	344,900	428,600
	9	169,800	214,300	279,900	346,700	430,400
	10	171,900	216,200	282,200	348,800	432,200
	11	173,900	218,100	284,600	350,900	434,100
	12	175,900	220,000	286,800	353,000	435,900
	13	177,900	221,700	289,200	355,100	437,600
	14	180,100	223,700	291,300	357,100	439,500
	15	182,300	225,700	293,200	359,100	441,300
	16	184,500	227,700	295,200	361,100	443,200
	17	186,800	229,600	297,300	362,900	444,900
	18	189,400	232,300	299,800	364,800	446,700
	19	191,900	235,000	302,300	366,600	448,500
	20	194,400	237,700	305,000	368,600	450,300
	21	196,900	240,300	307,300	370,200	451,900
	22	198,600	243,100	309,900	372,100	453,600
	23	200,300	245,700	312,200	374,000	455,500
	24	202,000	248,400	314,900	375,900	457,200
	25	203,500	250,900	317,500	377,200	458,900
	26	205,200	253,400	319,800	379,000	460,500
	27	206,900	255,900	322,200	380,800	462,100
	28	208,500	258,200	324,400	382,700	463,600
	29	210,000	260,900	326,700	384,600	465,100
	30	211,700	263,300	328,700	386,500	466,400
	31	213,400	265,500	330,900	388,400	467,700
	32	215,100	267,700	333,100	390,400	469,000
	33	216,700	269,800	335,000	392,100	470,200
	34	218,500	272,000	337,100	393,800	470,900
	35	220,300	274,200	339,200	395,400	471,600
	36	222,100	276,200	341,300	397,200	472,300
	37	223,700	278,500	343,400	398,400	472,900
	38	225,500	280,500	345,500	399,900	
	39	227,300	282,400	347,700	401,300	
	40	229,100	284,400	349,800	402,700	
	41	230,800	286,200	351,800	404,400	
	42	232,500	288,600	353,900	405,800	
	43	234,100	290,900	355,800	407,100	
	44	235,700	293,400	357,900	408,600	
	45	237,200	295,500	359,700	410,200	
	46	238,600	298,000	361,700	411,500	
	47	239,900	300,300	363,700	413,000	
48	241,100	303,000	365,700	414,600		

49	242,600	305,400	367,300	416,300
50	244,100	307,800	369,100	417,700
51	245,300	310,300	371,000	419,300
52	246,800	312,600	373,000	420,800
53	248,000	314,900	374,900	422,500
54	249,200	317,100	376,700	424,000
55	250,600	319,200	378,500	425,600
56	251,700	321,400	380,200	427,200
57	253,000	323,500	381,700	428,700
58	254,100	325,600	383,300	430,200
59	255,200	327,700	385,000	431,400
60	256,400	329,700	386,700	432,600
61	257,700	331,800	387,900	433,800
62	259,000	333,900	389,300	435,100
63	260,400	336,100	390,700	436,400
64	261,500	338,300	392,000	437,600
65	262,800	340,100	393,400	438,800
66	264,300	342,300	394,600	440,000
67	265,800	344,300	396,000	441,200
68	267,500	346,500	397,400	442,400
69	269,000	348,300	398,700	443,600
70	270,400	350,200	400,000	444,800
71	271,800	352,300	401,400	446,000
72	273,200	354,300	402,700	447,200
73	274,300	355,900	404,000	448,300
74	275,700	357,800	405,400	448,900
75	277,100	359,600	406,800	449,400
76	278,300	361,500	408,100	449,900
77	279,600	363,400	409,300	450,400
78	280,800	365,100	410,500	
79	282,000	366,800	411,800	
80	283,200	368,400	413,200	
81	284,300	369,900	414,500	
82	285,500	371,400	415,700	
83	286,700	372,900	416,700	
84	287,900	374,300	417,900	
85	289,000	375,400	419,100	
86	290,100	376,800	420,300	
87	291,100	378,200	421,500	
88	292,300	379,500	422,500	
89	293,400	380,800	423,600	
90	294,500	382,100	424,600	
91	295,700	383,300	425,600	
92	296,900	384,600	426,600	
93	297,500	385,900	427,500	
94	298,500	387,000	428,300	
95	299,600	388,300	429,100	
96	300,800	389,500	429,900	
97	301,800	390,900	430,700	
98	302,900	391,900	431,100	
99	303,900	393,000	431,500	
100	305,000	394,000	431,900	
101	305,900	394,900	432,300	
102	307,000	395,900	432,600	
103	308,100	397,000	432,900	
104	309,100	398,100	433,200	

105	309,700	398,800	433,500		
106	310,600	399,700	433,800		
107	311,400	400,600	434,100		
108	312,200	401,500	434,300		
109	313,100	402,300	434,500		
110	313,500	403,200	434,800		
111	313,900	404,000	435,100		
112	314,400	404,800	435,300		
113	315,000	405,400	435,500		
114	315,400	406,100	435,800		
115	315,900	406,800	436,100		
116	316,400	407,500	436,300		
117	317,000	408,100	436,500		
118	317,500	408,600			
119	317,900	409,000			
120	318,400	409,400			
121	318,900	409,800			
122	319,300	410,100			
123	319,800	410,400			
124	320,300	410,600			
125	320,900	410,800			
126	321,200	411,100			
127	321,500	411,400			
128	321,800	411,600			
129	322,000	411,800			
130	322,300	412,100			
131	322,600	412,400			
132	322,900	412,600			
133	323,100	412,800			
134	323,300	413,100			
135	323,500	413,400			
136	323,800	413,600			
137	324,100	413,800			
138	324,300	414,100			
139	324,600	414,400			
140	324,900	414,600			
141	325,100	414,800			
142	325,300	415,100			
143	325,600	415,400			
144	325,800	415,600			
145	326,100	415,800			
146	326,300				
147	326,600				
148	326,900				
149	327,100				
150	327,300				
151	327,600				
152	327,900				
153	328,100				
再任用 職員	233,600	273,900	302,600	330,700	414,800

備考1 この表は、高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	156,300	172,200	261,100	290,100	406,300
	2	157,800	174,300	263,600	292,700	407,800
	3	159,300	176,400	265,900	295,600	409,300
	4	160,800	178,600	268,200	298,100	410,800
	5	162,500	180,600	270,800	300,600	412,200
	6	164,400	182,800	273,200	303,000	413,600
	7	166,200	185,000	275,400	305,300	415,100
	8	168,000	187,200	277,600	307,700	416,700
	9	169,800	189,500	279,900	310,100	418,100
	10	171,900	192,300	282,200	312,700	419,500
	11	173,900	195,000	284,600	315,400	420,900
	12	175,900	197,700	286,800	318,300	422,200
	13	177,900	200,600	289,200	320,800	423,500
	14	180,100	202,300	291,300	322,800	424,900
	15	182,300	204,000	293,200	324,800	426,300
	16	184,500	205,700	295,200	327,100	427,700
	17	186,800	207,500	297,300	329,200	428,900
	18	189,400	209,200	299,800	331,400	430,200
	19	191,900	210,900	302,300	333,700	431,400
	20	194,400	212,500	305,000	335,800	432,700
	21	196,900	214,300	307,300	338,100	433,800
	22	198,600	216,200	309,900	340,300	435,000
	23	200,300	218,100	312,200	342,600	436,300
	24	202,000	220,000	314,900	344,900	437,600
	25	203,500	221,700	317,500	346,700	438,900
	26	205,100	223,700	319,800	348,500	440,100
	27	206,700	225,700	322,200	350,400	441,100
	28	208,200	227,700	324,400	352,300	442,200
	29	209,900	229,600	326,700	354,100	443,400
	30	211,600	232,300	328,700	355,900	444,200
	31	213,300	235,000	330,900	357,600	445,000
	32	215,000	237,700	333,100	359,500	445,900
	33	216,500	240,300	335,000	361,000	446,800
	34	218,200	243,100	337,100	362,700	447,300
	35	219,900	245,700	339,200	364,200	447,800
	36	221,600	248,400	341,200	366,000	448,300
	37	223,100	250,900	343,200	367,900	448,800
	38	224,800	253,400	345,100	369,400	
	39	226,500	255,900	347,100	370,800	
	40	228,200	258,200	349,000	372,400	
	41	229,800	260,900	350,700	373,500	
	42	231,500	263,300	352,500	374,900	
	43	233,100	265,500	354,100	376,300	
	44	234,700	267,700	355,800	377,800	
	45	236,400	269,800	357,600	379,300	
	46	237,900	272,000	359,300	380,900	
	47	239,200	274,200	360,700	382,500	
	48	240,600	276,200	362,300	384,000	
	49	242,000	278,500	363,500	385,400	
	50	243,400	280,500	365,000	386,900	
	51	244,900	282,400	366,600	388,400	
52	246,100	284,400	368,200	389,800		

53	247,200	286,200	369,700	391,000
54	248,600	288,600	371,200	392,300
55	249,800	290,900	372,700	393,400
56	251,000	293,400	374,200	394,500
57	252,200	295,500	375,700	395,900
58	253,400	298,000	377,100	397,100
59	254,500	300,300	378,500	398,300
60	255,700	303,000	379,800	399,600
61	257,100	305,400	380,700	400,800
62	258,300	307,800	381,900	401,800
63	259,500	310,300	383,100	403,200
64	260,400	312,600	384,200	404,500
65	261,400	314,900	385,100	405,700
66	262,800	317,100	386,300	406,800
67	264,200	319,200	387,300	408,000
68	265,700	321,400	388,400	409,100
69	267,300	323,500	389,600	410,100
70	268,800	325,600	390,600	411,300
71	270,300	327,800	391,700	412,500
72	271,700	329,800	392,900	413,700
73	272,700	331,900	393,900	414,300
74	273,900	334,000	395,000	415,100
75	275,200	336,200	396,100	415,800
76	276,400	338,400	397,200	416,300
77	277,700	340,100	398,100	416,600
78	278,800	342,000	399,000	417,000
79	280,000	343,700	400,000	417,400
80	281,200	345,500	401,000	417,800
81	282,400	347,300	401,800	418,100
82	283,300	349,100	402,600	418,500
83	284,500	350,600	403,300	418,900
84	285,700	352,400	404,100	419,200
85	286,700	353,600	404,800	419,500
86	287,600	355,200	405,600	419,900
87	288,300	356,700	406,300	420,300
88	289,300	358,200	407,000	420,600
89	290,300	359,600	407,600	420,900
90	291,200	360,900	408,300	421,200
91	292,100	362,300	408,800	421,500
92	293,000	363,700	409,500	421,700
93	293,300	365,200	409,900	421,900
94	294,000	366,500	410,300	
95	294,700	367,800	410,600	
96	295,500	369,000	410,900	
97	296,300	370,000	411,200	
98	297,100	371,000	411,500	
99	297,900	372,000	411,800	
100	298,600	373,000	412,000	
101	299,500	373,900	412,200	
102	300,000	374,900	412,500	
103	300,500	375,900	412,800	
104	301,000	376,900	413,000	
105	301,200	377,700	413,200	
106	301,600	378,600	413,500	
107	301,900	379,500	413,800	
108	302,100	380,500	414,000	

109	302,300	381,300	414,200		
110	302,500	382,300	414,500		
111	302,800	383,300	414,800		
112	303,100	384,300	415,000		
113	303,300	384,900	415,200		
114	303,500	385,800	415,500		
115	303,700	386,700	415,800		
116	304,000	387,600	416,000		
117	304,300	388,400	416,200		
118	304,600	389,100			
119	304,900	389,900			
120	305,200	390,700			
121	305,300	391,300			
122	305,500	392,100			
123	305,800	392,800			
124	306,100	393,500			
125	306,300	394,100			
126		394,800			
127		395,300			
128		395,900			
129		396,600			
130		397,200			
131		397,700			
132		398,200			
133		398,500			
134		398,800			
135		399,100			
136		399,400			
137		399,700			
138		400,000			
139		400,300			
140		400,600			
141		400,900			
142		401,200			
143		401,500			
144		401,800			
145		402,000			
146		402,300			
147		402,600			
148		402,800			
149		403,000			
150		403,300			
151		403,600			
152		403,800			
153		404,000			
154		404,300			
155		404,600			
156		404,800			
157		405,000			
再任用 職員	224,800	270,700	297,700	324,000	404,800

備考1 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	142,800	192,500	279,100	330,500	388,200
	2	143,900	195,100	281,500	332,700	391,100
	3	145,100	197,500	283,900	334,900	393,800
	4	146,200	199,900	286,300	336,900	396,600
	5	147,300	202,400	288,600	338,800	398,700
	6	148,600	204,700	290,800	340,900	401,400
	7	149,900	207,000	292,800	343,000	404,100
	8	151,200	209,200	294,800	345,000	406,800
	9	152,300	211,300	296,900	346,800	409,400
	10	154,000	213,600	299,500	348,800	412,000
	11	155,600	216,100	302,100	350,900	414,700
	12	157,200	218,400	304,900	352,800	417,500
	13	158,700	220,600	307,100	354,800	420,100
	14	160,600	223,000	309,700	356,700	422,800
	15	162,500	225,400	312,200	358,500	425,600
	16	164,500	227,800	315,000	360,400	428,300
	17	166,300	230,100	317,600	362,300	430,800
	18	168,500	232,900	319,800	364,200	433,400
	19	170,700	235,800	322,000	365,900	435,900
	20	172,800	238,700	324,100	367,900	438,500
	21	175,000	241,200	326,400	369,400	441,000
	22	177,400	243,900	328,400	371,400	443,600
	23	179,700	246,400	330,400	373,200	446,200
	24	182,000	249,100	332,400	375,100	448,700
	25	184,100	251,800	334,400	376,500	450,900
	26	186,300	254,200	336,300	378,200	453,200
	27	188,400	256,500	338,100	380,100	455,700
	28	190,500	258,700	339,900	382,000	458,200
	29	192,600	261,400	341,800	383,800	460,700
	30	194,300	263,600	343,500	385,700	463,200
	31	196,100	265,500	345,000	387,600	465,700
	32	197,800	267,600	346,700	389,500	468,200
	33	199,600	269,400	348,100	391,100	470,500
	34	201,500	271,400	349,500	392,900	472,900
	35	203,400	273,500	350,800	394,500	475,300
	36	205,300	275,400	352,300	396,300	477,800
	37	207,000	277,300	353,500	397,500	480,200
	38	208,900	278,800	354,900	399,000	482,700
	39	210,800	280,000	356,200	400,400	485,100
	40	212,700	281,500	357,600	401,800	487,600
	41	214,600	282,900	358,300	403,200	489,900
	42	216,500	283,900	359,400	404,500	492,100
	43	218,400	284,900	360,600	406,000	494,300
44	220,300	285,900	361,700	407,600	496,500	

45	222,000	286,600	362,900	409,000	498,200
46	223,900	287,800	364,100	410,200	499,700
47	225,700	289,000	365,400	411,800	501,300
48	227,500	290,200	366,500	413,400	502,800
49	229,200	291,600	367,600	414,700	504,500
50	231,000	292,900	368,900	416,100	505,900
51	232,700	294,000	370,200	417,600	507,300
52	234,400	295,100	371,500	419,000	508,800
53	235,900	296,300	372,200	420,400	509,900
54	237,700	297,500	373,200	421,800	511,100
55	239,400	298,800	374,100	423,200	512,300
56	241,000	299,900	375,100	424,600	513,500
57	242,300	300,900	375,900	425,700	514,400
58	243,500	302,000	376,700	427,000	515,400
59	244,500	303,200	377,400	428,400	516,400
60	245,600	304,300	378,100	429,700	517,400
61	246,700	305,200	378,700	430,500	518,500
62	247,800	306,300	379,400	431,400	519,400
63	248,700	307,400	380,300	432,400	520,100
64	249,800	308,500	381,200	433,300	520,800
65	251,000	309,400	381,800	434,200	521,600
66	252,100	310,500	382,600	435,000	522,400
67	253,200	311,400	383,400	435,600	523,200
68	254,100	312,400	384,200	436,400	524,000
69	255,000	313,400	384,800	436,800	524,700
70	256,400	314,400	385,500	437,400	525,500
71	257,900	315,500	386,200	437,900	526,300
72	259,300	316,600	386,900	438,400	527,100
73	260,700	317,200	387,600	438,900	527,800
74	262,100	318,200	388,200		
75	263,500	319,300	388,800		
76	264,600	320,400	389,500		
77	265,700	321,500	390,200		
78	266,900	322,500	390,800		
79	268,200	323,400	391,400		
80	269,300	324,300	392,000		
81	270,600	325,400	392,600		
82	271,900	326,200	393,200		
83	273,200	326,900	393,800		
84	274,400	327,700	394,400		
85	275,500	328,200	394,900		
86	276,600	328,700	395,400		
87	277,900	329,200	395,900		
88	279,100	329,700	396,600		
89	280,000	330,000	397,000		
90	281,200	330,500			
91	282,200	331,000			
92	283,400	331,500			
93	284,300	331,800			
94	285,300	332,200			
95	286,300	332,700			
96	287,300	333,200			

	97	287,700	333,700			
	98	288,600	334,200			
	99	289,300	334,700			
	100	290,200	335,200			
	101	291,100	335,700			
	102	291,800	336,200			
	103	292,500	336,700			
	104	293,200	337,200			
	105	293,900	337,700			
	106	294,400	338,100			
	107	294,900	338,600			
	108	295,400	339,000			
	109	295,600	339,500			
	110	296,000	339,900			
	111	296,300	340,400			
	112	296,600	340,800			
	113	296,900	341,300			
	114	297,200	341,700			
	115	297,500	342,200			
	116	297,800	342,600			
	117	298,100	343,100			
	118	298,500	343,500			
	119	298,800	343,900			
	120	299,200	344,300			
	121	299,500	344,700			
再任用 職員		217,100	258,300	283,100	325,500	384,000

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	246,400	331,800	396,700	471,100
	2	248,900	334,800	399,600	473,400
	3	251,400	337,700	402,500	475,600
	4	253,900	340,700	405,300	477,900
	5	256,200	343,400	408,000	480,200
	6	260,000	346,700	410,700	482,400
	7	263,800	349,800	413,500	484,600
	8	267,600	352,900	416,200	486,800
	9	271,200	355,700	418,600	488,800
	10	275,200	358,600	421,300	490,900
	11	279,200	361,700	423,900	493,000
	12	283,200	364,900	426,600	495,100
	13	287,000	367,900	429,000	497,200
	14	291,000	371,500	431,500	499,300
	15	294,900	374,700	433,900	501,400
	16	298,800	378,400	436,400	503,500
	17	302,600	382,000	438,500	505,600
	18	306,200	384,700	440,900	507,600
	19	309,700	387,500	443,200	509,600
	20	313,300	390,200	445,600	511,600
	21	316,900	393,100	447,200	513,400
	22	320,600	395,700	449,600	515,200
	23	324,100	398,300	452,000	517,100
	24	327,600	400,700	454,300	519,000
	25	331,100	402,900	456,300	520,700
	26	333,900	405,200	458,600	522,500
	27	336,500	407,400	460,800	524,300
	28	339,100	409,700	463,100	526,100
	29	341,900	412,000	465,300	527,800
	30	344,000	414,100	467,600	529,600
	31	346,200	416,100	469,900	531,400
	32	348,600	418,200	472,100	533,200
	33	350,900	420,200	474,100	534,800
	34	353,300	422,100	476,200	536,600
	35	355,500	423,900	478,300	538,300
	36	358,000	425,900	480,400	540,100
	37	360,400	427,800	482,500	541,700
	38	362,800	429,800	484,300	543,300
	39	365,200	431,800	486,100	544,700
	40	367,400	433,800	487,900	546,300
	41	369,700	435,600	489,600	547,800
	42	371,100	437,400	491,400	549,200
	43	372,600	439,100	493,200	550,600
	44	374,000	440,900	495,000	551,900
	45	375,300	442,800	496,600	553,100
	46	376,700	444,600	498,300	554,100
	47	378,200	446,400	500,100	555,100
48	379,700	448,100	501,900	556,100	

49	380,900	449,900	503,500	557,100
50	381,900	451,600	504,800	558,000
51	382,900	453,400	506,100	558,900
52	383,800	455,200	507,400	559,800
53	384,700	457,100	508,500	560,600
54	385,600	458,300	509,800	561,500
55	386,300	459,500	511,100	562,400
56	387,200	460,700	512,400	563,300
57	388,000	461,900	513,400	564,200
58	388,900	462,900	514,200	565,100
59	389,700	463,900	515,000	566,000
60	390,500	464,900	515,800	566,700
61	391,100	465,700	516,700	567,600
62	391,600	466,400	517,500	568,500
63	392,000	467,100	518,400	569,400
64	392,500	467,800	519,200	570,300
65	392,800	468,500	520,100	571,200
66		469,200	521,000	
67		469,900	521,700	
68		470,600	522,600	
69		470,900	523,500	
70		471,600	524,300	
71		472,300	525,200	
72		473,000	526,100	
73		473,400	526,900	
74		474,000	527,800	
75		474,700	528,700	
76		475,400	529,400	
77		475,800	530,200	
78		476,400	531,100	
79		477,000	532,000	
80		477,500	532,900	
81		478,100	533,700	
82		478,600	534,600	
83		479,100	535,500	
84		479,600	536,400	
85		480,000	537,200	
86		480,600	538,100	
87		481,000	539,000	
88		481,500	539,900	
89		482,000	540,700	
90		482,600		
91		483,200		
92		483,600		
93		484,100		
94		484,700		
95		485,300		
96		485,900		
97		486,400		
再任用 職員	295,800	338,200	392,600	465,600

備考 この表は、保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	147,500	185,400	220,900	247,000	279,000	326,300	370,700
	2	148,900	187,000	222,500	248,300	281,000	328,300	373,400
	3	150,300	188,600	224,100	249,500	283,200	330,500	376,000
	4	151,700	190,200	225,700	250,900	285,300	332,700	378,700
	5	152,900	191,700	227,100	252,100	287,500	334,600	381,100
	6	154,700	193,300	228,700	253,300	289,600	336,800	383,800
	7	156,400	194,900	230,200	254,500	291,700	338,800	386,400
	8	158,100	196,400	231,800	255,600	293,800	341,000	389,100
	9	159,800	198,000	233,000	256,900	295,800	342,800	391,200
	10	161,500	199,700	234,500	257,900	298,000	344,900	393,500
	11	163,200	201,300	235,900	258,900	300,100	347,100	395,700
	12	165,000	203,000	237,100	259,900	302,300	349,200	397,900
	13	166,500	204,600	238,800	261,200	304,400	350,700	400,000
	14	168,400	206,200	240,200	262,700	306,300	352,700	402,000
	15	170,400	207,800	241,400	264,300	308,400	354,600	404,000
	16	172,300	209,400	242,800	265,700	310,400	356,600	406,100
	17	174,200	210,900	243,800	267,200	312,500	358,500	407,900
	18	176,100	212,500	245,000	269,000	314,500	360,500	409,900
	19	177,900	214,200	246,200	270,800	316,600	362,500	411,800
	20	179,800	215,900	247,400	272,600	318,700	364,500	413,900
	21	181,700	217,200	248,800	274,400	320,500	366,300	415,700
	22	183,200	218,700	249,800	276,200	322,500	368,300	417,300
	23	184,700	220,100	250,800	278,000	324,300	370,400	418,900
	24	186,200	221,600	251,900	279,700	326,300	372,500	420,400
	25	187,800	223,000	253,100	281,500	328,100	373,900	421,900
	26	189,300	224,400	254,500	283,400	330,000	375,700	423,200
	27	190,800	225,700	255,900	285,300	332,000	377,500	424,500
	28	192,200	227,000	257,400	287,100	334,000	379,200	425,800
	29	193,700	228,400	258,800	289,000	335,400	381,000	427,100
	30	195,000	229,800	260,500	290,800	337,200	382,500	428,300
	31	196,300	231,300	262,200	292,600	338,900	384,100	429,500
	32	197,600	232,700	263,800	294,500	340,700	385,800	430,600
	33	199,000	233,900	265,300	296,200	342,400	387,100	431,800
	34	200,400	235,200	267,100	297,900	344,200	388,400	433,000
	35	201,800	236,200	268,800	299,700	346,100	389,700	434,200
	36	203,200	237,500	270,500	301,500	347,900	390,900	435,400
	37	204,300	238,900	272,000	302,900	349,700	392,000	436,700
	38	205,600	240,200	273,700	304,600	351,400	393,200	437,500
	39	206,900	241,300	275,400	306,100	353,000	394,300	437,900
	40	208,200	242,600	277,000	307,700	354,700	395,400	438,600
	41	209,400	243,900	278,600	309,400	355,900	396,200	439,100
	42	210,600	245,100	280,200	311,100	357,000	397,000	439,500
	43	211,800	246,300	281,900	312,700	358,200	397,800	439,900
44	213,000	247,400	283,600	314,400	359,400	398,600	440,300	

45	214,200	248,500	285,100	315,400	360,600	399,000	440,700
46	215,300	249,900	286,800	316,800	361,400	399,600	441,100
47	216,300	251,400	288,500	318,300	362,600	400,100	441,500
48	217,400	252,800	290,100	319,900	363,700	400,500	441,800
49	218,400	254,400	291,400	321,300	364,700	400,900	442,100
50	219,400	255,800	293,000	322,600	365,700	401,200	442,500
51	220,300	257,200	294,300	323,800	366,700	401,500	442,800
52	221,300	258,500	295,900	325,100	367,700	401,800	443,100
53	221,800	259,600	297,200	326,200	368,500	402,100	443,400
54	222,700	261,000	298,700	327,200	369,300	402,400	
55	223,400	262,400	300,100	328,300	370,200	402,700	
56	224,400	263,700	301,600	329,300	371,100	403,000	
57	225,100	264,600	302,700	329,800	371,600	403,300	
58	226,000	265,900	303,900	330,700	372,400	403,600	
59	226,700	267,200	305,100	331,500	373,200	403,900	
60	227,500	268,500	306,500	332,400	374,000	404,300	
61	228,400	269,400	307,800	333,200	374,400	404,500	
62	229,200	270,600	309,000	333,500	375,100	404,800	
63	230,100	271,900	310,300	334,100	375,800	405,100	
64	231,200	273,200	311,500	334,800	376,500	405,400	
65	231,800	274,100	312,900	335,400	376,900	405,600	
66	232,600	275,200	313,700	336,100	377,500		
67	233,400	276,100	314,500	336,800	378,200		
68	234,200	277,200	315,300	337,500	378,800		
69	234,900	278,200	315,900	338,200	379,200		
70	235,600	279,200	316,600	338,700	379,700		
71	236,300	280,300	317,300	339,300	380,200		
72	236,900	281,400	317,900	339,900	380,700		
73	237,600	282,100	318,600	340,200	381,300		
74	238,400	282,800	318,800	340,800	381,800		
75	239,200	283,300	319,400	341,300	382,400		
76	239,900	284,100	320,000	341,900	383,000		
77	240,400	284,900	320,600	342,400	383,500		
78	241,000	285,500	321,100	342,900	384,000		
79	241,600	286,100	321,600	343,400	384,500		
80	242,200	286,700	322,100	343,800	385,000		
81	242,500	287,400	322,700	344,100	385,300		
82	242,900	287,900	323,200	344,400	385,800		
83	243,300	288,300	323,600	344,800	386,200		
84	243,700	288,700	324,100	345,100	386,600		
85	244,000	288,900	324,600	345,600	387,000		
86		289,100	325,000	345,900			
87		289,300	325,200	346,200			
88		289,500	325,600	346,500			
89		289,900	326,000	346,900			
90		290,100	326,400	347,200			
91		290,300	326,800	347,600			
92		290,500	327,200	347,900			
93		290,900	327,500	348,300			
94		291,100	327,700	348,600			
95		291,300	328,100	348,900			
96		291,600	328,400	349,200			

	97		292,000	328,600	349,500			
	98		292,300	328,900	349,900			
	99		292,500	329,200	350,300			
	100		292,800	329,500	350,700			
	101		293,100	329,700	351,200			
	102		293,300	330,000	351,600			
	103		293,500	330,400	352,000			
	104		293,800	330,600	352,400			
	105		294,100	330,700	352,900			
	106			331,000				
	107			331,400				
	108			331,600				
	109			331,800				
	110			332,200				
	111			332,600				
	112			333,000				
	113			333,200				
再任用 職員		188,300	214,900	243,100	256,500	281,700	322,400	364,600

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	161,300	188,800	237,200	260,000	285,000	329,500
	2	162,700	190,900	239,000	261,000	286,800	331,600
	3	164,200	193,000	240,800	261,900	288,600	333,600
	4	165,600	195,000	242,600	263,000	290,500	335,800
	5	167,100	197,100	244,000	263,700	292,300	337,800
	6	168,600	199,400	245,300	264,700	294,100	339,900
	7	170,100	201,700	246,500	265,500	296,000	342,100
	8	171,600	204,000	247,800	266,500	297,800	344,200
	9	172,900	206,400	248,800	267,600	299,700	345,700
	10	174,600	207,800	249,900	268,400	301,600	347,700
	11	176,200	209,200	250,800	269,500	303,400	349,600
	12	177,700	210,500	251,700	270,700	305,300	351,600
	13	179,200	211,900	253,000	272,000	306,900	353,600
	14	181,200	213,400	254,100	273,300	308,500	355,700
	15	183,200	214,900	254,900	274,500	310,300	357,800
	16	185,200	216,100	255,900	275,900	312,100	359,800
	17	187,400	217,500	256,600	277,200	313,900	361,800
	18	189,500	219,000	257,500	278,600	315,500	363,800
	19	191,600	220,500	258,500	279,800	317,200	365,900
	20	193,700	222,000	259,400	281,200	318,900	368,000
	21	195,800	223,400	260,300	282,800	320,300	369,700
	22	198,000	225,100	261,300	284,400	321,800	371,800
	23	200,200	226,800	262,200	285,900	323,300	373,900
	24	202,400	228,500	263,200	287,300	324,800	375,900
	25	204,400	229,900	264,400	288,600	326,300	377,900
	26	205,700	231,600	265,700	290,400	327,700	379,500
	27	207,000	233,300	266,900	292,200	329,200	381,400
	28	208,300	235,000	268,100	293,900	330,800	383,300
	29	209,500	236,600	269,300	295,400	332,000	385,100
	30	210,700	238,000	270,800	297,000	333,500	386,800
	31	212,000	239,300	272,400	298,600	334,900	388,700
	32	213,200	240,400	273,800	300,300	336,400	390,500
	33	214,500	241,600	275,400	301,700	338,000	392,200
	34	215,800	242,700	276,900	303,200	339,500	393,900
	35	217,100	243,600	278,200	304,800	341,100	395,700
	36	218,400	244,700	279,500	306,400	342,600	397,400
	37	219,800	245,800	281,100	307,800	344,300	399,000
	38	221,200	246,900	282,500	309,200	345,900	400,700
	39	222,500	247,800	284,000	310,600	347,400	402,500
	40	223,900	248,900	285,400	312,200	349,000	404,300
	41	224,900	249,500	286,900	313,700	350,200	405,800
	42	226,300	250,400	288,400	315,100	351,700	407,300
	43	227,700	251,300	289,900	316,500	353,200	408,800
44	229,100	252,200	291,500	318,000	354,600	410,100	

45	230,300	253,000	292,800	318,900	356,200	411,200
46	231,700	254,000	294,200	320,300	357,200	412,300
47	233,000	254,900	295,700	321,700	358,700	413,400
48	234,300	255,900	297,200	323,200	360,000	414,600
49	235,300	256,900	298,400	324,300	361,400	415,900
50	236,400	258,100	299,700	325,700	362,800	417,000
51	237,400	259,300	300,900	327,000	364,100	418,200
52	238,500	260,500	302,300	328,300	365,500	419,300
53	239,600	261,600	303,700	329,700	367,000	420,500
54	240,700	263,100	305,000	331,100	368,200	421,500
55	241,700	264,500	306,400	332,500	369,300	422,600
56	242,700	265,900	307,800	333,800	370,500	423,700
57	243,500	267,500	308,700	334,700	371,600	424,800
58	244,500	269,100	309,900	336,000	372,500	425,300
59	245,200	270,600	311,100	337,200	373,500	425,900
60	246,200	272,100	312,500	338,500	374,500	426,300
61	247,100	273,500	313,600	339,600	375,100	426,900
62	248,100	275,000	314,900	340,500	375,900	427,400
63	248,900	276,500	316,200	341,700	376,700	427,800
64	249,900	277,800	317,400	343,000	377,500	428,300
65	250,800	279,300	318,700	344,100	378,200	428,900
66	251,800	280,800	320,000	345,300	378,900	429,300
67	252,900	282,300	321,300	346,500	379,700	429,600
68	253,800	283,800	322,600	347,600	380,400	429,900
69	254,600	284,900	323,300	348,600	381,000	430,300
70	255,700	286,400	324,400	349,600	381,600	
71	256,800	287,900	325,500	350,700	382,300	
72	258,000	289,300	326,400	351,800	382,900	
73	259,400	290,400	327,700	352,600	383,600	
74	260,700	291,800	328,400	353,700	384,100	
75	262,000	293,000	329,500	354,800	384,700	
76	263,200	294,300	330,700	355,900	385,200	
77	264,200	295,700	331,800	356,600	385,600	
78	265,300	297,000	333,000	357,400	386,200	
79	266,600	298,200	334,100	358,200	386,700	
80	267,800	299,500	335,300	358,900	387,000	
81	268,800	300,100	336,400	359,500	387,300	
82	269,800	301,300	337,500	360,000	387,800	
83	270,900	302,400	338,500	360,600	388,200	
84	272,000	303,600	339,600	361,100	388,500	
85	272,800	304,700	340,500	361,700	388,800	
86	273,700	305,900	341,500	362,200	389,300	
87	274,800	307,100	342,400	362,800	389,800	
88	275,900	308,200	343,400	363,300	390,200	
89	276,800	309,500	344,400	363,700	390,500	
90	277,700	310,700	345,200	364,100	390,900	
91	278,500	311,900	346,000	364,700	391,400	
92	279,500	313,100	346,800	365,200	391,800	
93	280,400	313,900	347,400	365,500	392,200	
94	281,400	314,600	348,000	366,000		
95	282,300	315,300	348,700	366,400		
96	283,300	315,900	349,300	366,700		

97	284,000	316,600	349,700	367,300
98	284,800	316,900	350,100	367,800
99	285,400	317,500	350,600	368,300
100	286,300	318,200	351,000	368,800
101	287,100	318,600	351,500	369,400
102	287,900	319,200	351,900	369,900
103	288,700	319,800	352,400	370,400
104	289,500	320,400	352,800	370,800
105	290,200	320,800	353,100	371,400
106	290,700	321,300	353,600	371,900
107	291,200	321,800	354,000	372,400
108	291,700	322,300	354,300	372,900
109	291,900	322,700	354,800	373,500
110	292,200	323,100	355,300	373,900
111	292,400	323,400	355,800	374,400
112	292,800	323,700	356,300	374,900
113	293,100	324,100	356,800	375,500
114	293,300	324,500	357,300	
115	293,700	324,900	357,800	
116	294,000	325,200	358,200	
117	294,300	325,400	358,600	
118	294,600	325,700	359,000	
119	294,900	326,100	359,500	
120	295,300	326,300	360,000	
121	295,600	326,500	360,400	
122	296,000	326,800	360,900	
123	296,300	327,100	361,400	
124	296,700	327,400	361,900	
125	296,900	327,600	362,200	
126	297,100	327,900		
127	297,400	328,300		
128	297,800	328,500		
129	298,000	328,600		
130	298,300	328,900		
131	298,700	329,300		
132	299,100	329,500		
133	299,300	329,800		
134	299,600	330,200		
135	300,000	330,600		
136	300,300	331,000		
137	300,500	331,300		
138	300,800	331,700		
139	301,200	332,100		
140	301,500	332,500		
141	301,700	332,800		
142	302,100	333,200		
143	302,500	333,500		
144	302,800	333,900		
145	302,900	334,200		
146	303,200	334,600		
147	303,500	335,000		
148	303,900	335,400		

149	304,100	335,700				
150	304,300	336,100				
151	304,600	336,500				
152	304,900	336,900				
153	305,300	337,200				
154	305,500					
155	305,700					
156	306,000					
157	306,300					
158	306,600					
159	306,900					
160	307,200					
161	307,600					
162	307,900					
163	308,200					
164	308,500					
165	308,900					
166	309,200					
167	309,500					
168	309,800					
169	310,200					
再任用 職員	234,700	255,000	262,200	272,400	288,700	325,800

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

第5条第1項の給料表

号	給	給料月額
		円
	1	395,000
	2	455,000
	3	515,000
	4	595,000
	5	692,000
	6	790,000

第5条第2項の給料表

号	給	給料月額
		円
	1	329,000
	2	365,000
	3	393,000

別記第3

第7条第1項の給料表

号	給	給料月額
		円
	1	373,000
	2	421,000
	3	471,000
	4	532,000
	5	607,000
	6	709,000
	7	829,000

特定業務等従事任期付職員行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
給料月額	円 142,600	円 192,700	円 228,900	円 262,000	円 288,000	円 318,500	円 362,300	円 407,700	円 458,000

備考1 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての特定業務等従事任期付職員に適用する。

2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、159,800円とする。

特定業務等従事任期付職員研究職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	円 142,800	円 192,500	円 279,100	円 330,500	円 388,200

備考1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、162,500円とする。

特定業務等従事任期付職員医療職給料表（1）

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	円 246,400	円 331,800	円 396,700	円 471,100

備考 この表は、保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

特定業務等従事任期付職員医療職給料表（2）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
給料月額	円 147,500	円 185,400	円 220,900	円 247,000	円 279,000	円 326,300	円 370,700

備考1 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が獣医師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、207,800円とする。

特定業務等従事任期付職員医療職給料表（3）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
給料月額	円 161,300	円 188,800	円 237,200	円 260,000	円 285,000	円 329,500

備考1 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が保健師又は助産師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、206,400円とする。

(別紙)

人事院の報告及び勧告の骨子等

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.15%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

給与制度の総合的見直し

- ① 本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約12,400民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査(完了率87.8%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 631円 0.15% [行政職(一)…現行給与 410,719円 平均年齢43.6歳]

[俸給 456円 本府省業務調整手当 119円 はね返し分(注) 56円]

(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.42月(公務の支給月数 4.30月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)採用職員の初任給を1,000円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定(平均改定率0.2%)

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)

(2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、係長級の手当額を900円、係員級の手当額を600円引上げ

(3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
29年度 期末手当	1.225月 (支給済み)	1.375月 (改定なし)
勤勉手当	0.85月 (支給済み)	0.95月 (現行0.85月)
30年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.90月	0.90月

[実施時期]

- ・月例給：平成29年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

Ⅲ 給与制度の総合的見直し等

1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、平成27年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
 - ＊ 55歳を超える職員(行政職俸給表(一)6級相当以上)の俸給等の1.5%減額支給措置及び俸給表水準の引下げの際の経過措置については、平成30年3月31日をもって廃止
- ・ 平成30年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額額の6%相当額に、係員級は同4%相当額にそれぞれ引上げ
- ・ 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資の残余分を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復することとし、平成30年4月1日において37歳に満たない職員の号俸を同日に1号俸上位に調整

2 その他

(1) 住居手当

受給者の増加の動向を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、必要な検討

(2) 再任用職員の給与

再任用職員の給与の在り方について、各府省における円滑な人事管理を図る観点から、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討

(3) 非常勤職員の給与

本年7月、勤勉手当に相当する給与の支給に努めることなど、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

公務員人事管理に関する報告の骨子

働き方改革などにより、有為の人材を確保し、全ての職員の十全な能力発揮を可能とする魅力ある職場を実現することは、公務が行政ニーズに応えていくための基盤。職員意識調査の結果も踏まえ、国民の理解を得つつ、活力ある公務組織を維持できるよう、引き続き中・長期的な視点も踏まえた総合的な取組を推進

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

民間の多様な取組の動向も注視し、公務の魅力や大学関係者等を含め広く具体的に発信することが重要。女性や地方の大学生、民間人材など対象に応じたきめ細かな人材確保策を各府省と連携し展開

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度は公務職場に定着。今後、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の推進を踏まえた適正な評価が必要。引き続き人事評価結果の任免・給与等への活用、苦情の解決を適切に推進

(3) 人材育成

能力開発の方向性等につき職員とのコミュニケーションが重要。本院は、マネジメント研修、キャリア形成・女性登用拡大に資する研修、中途採用者向け研修を充実強化

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正の取組

超過勤務予定の事前確認等の徹底など職場におけるマネジメントの強化、府省のトップが先頭に立って組織全体として業務の削減・合理化に取り組むことなどが必要。本院としても、官民の参考事例の収集・提供等により、各府省の取組を支援

(2) 長時間労働の是正のための制度等の検討

各府省の取組や上限規制に係る民間法制の議論等を踏まえ、各府省や職員団体等の意見を聴きながら実効性ある措置を検討。また、超過勤務の多い職員の健康への更なる配慮として必要な措置を検討

(3) 仕事と家庭の両立支援の促進等

指針の改正による両立支援の促進、フレックスタイム制の活用促進、ハラスメント防止対策・心の健康づくりの推進

(4) 非常勤職員の勤務環境の整備

非常勤職員の給与については、本年7月に指針を改正したところであり、引き続き、指針の内容に沿った処遇が行われるよう、各府省を指導。また、民間における同一労働同一賃金の議論を踏まえ、慶弔に係る休暇等について検討

3 高齢層職員の能力及び経験の活用

質の高い行政サービスを維持するには、高齢層職員を戦力としてその能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。このためには採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、職員の意欲と能力に応じた配置・処遇も可能となることから定年の引上げが適当。その際、組織活力の維持のための方策について政府全体で検討を進めることが必要。本院は、定年の引上げに係る人事管理諸制度の見直しについて、平成23年の意見の申出以降の諸状況の変化も踏まえ、論点整理を行うなど鋭意検討

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

1 職員給与関係

平成29年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 職員の適用給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び平均扶養親族数	2
第2表 職員の適用給料表別、年齢階層別人員分布	3
第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	4
第4表 職員の平均給与月額	4
第5表 職員の適用給料表別給与支給状況	5
第6表 職員の扶養親族数別人員	6
第7表 職員の住居手当の支給状況	6
第8表 職員の単身赴任手当の支給状況	6
第9表 職員の通勤手当の支給状況	7
第10表 職員の平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数の推移	7
第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布	8
第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員分布	40

2 民間給与関係

平成29年職種別民間給与実態調査の概要	41
第13表 産業別、規模別調査事業所数	42
第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	42
第15表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	43
第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	58

3 標準生計費及び労働経済指標

第17表 那覇市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成29年4月分）	59
第18表 労働経済指標	60

1 職員給与関係

平成29年職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、職員の給与等の実態を把握し、給与制度を検討するために必要な基礎資料を得ることを目的として実施した。

2 調査対象

下記の条例の適用を受ける常勤職員で、平成29年4月1日に在職する者とした。ただし、休職者、派遣職員、停職者、育児休業中の職員等を除く。

沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）

沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）

3 調査時期

平成29年4月1日現在

4 調査事項

- (1) 在勤公署等に関する事項
- (2) 職員の経歴等に関する事項
- (3) 諸手当等に関する事項
- (4) 給与等の支給状況に関する事項
- (5) 採用者数等
- (6) 再任用職員

第1表 職員の適用給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び平均扶養親族数

(職員給与等実態調査)

区分 給料表		職員数				平均年齢		平均経験年数		平均扶養親族数	
		平成29年 4月	構成比	平成28年 4月	増減率	平成29年 4月	平成28年 4月	平成29年 4月	平成28年 4月	平成29年 4月	平成28年 4月
		人	%	人	%	歳	歳	年	年	人	人
全職員		19,939	100.0	19,633	1.6	41.6	41.5	19.0	18.8	1.2	1.0
行政職		4,543	22.8	4,478	1.5	40.1	40.1	17.3	17.2	1.1	0.9
県 関 係 職 員	計	11,959	60.0	11,778	1.5	41.0	40.9	18.4	18.2	1.3	1.0
	行政職	4,182	21.0	4,135	1.1	40.4	40.2	17.5	17.4	1.1	0.9
	公安職	2,733	13.7	2,630	3.9	38.3	38.5	17.0	17.3	1.7	1.3
	海事職	49	0.2	47	4.3	44.8	45.6	23.8	24.2	1.6	1.2
	教育職(1)	124	0.6	121	2.5	49.7	49.6	25.3	25.3	0.8	0.5
	教育職(2)	4,405	22.1	4,378	0.6	43.0	42.5	19.9	19.4	1.2	1.0
	教育職(3)	12	0.1	13	△ 7.7	44.1	42.8	21.3	19.8	1.8	1.6
	研究職	214	1.1	213	0.5	41.0	40.7	17.1	16.8	1.2	0.9
	医療職(1)	20	0.1	21	△ 4.8	48.9	48.2	23.2	22.4	1.1	0.8
	医療職(2)	120	0.6	118	1.7	41.3	41.1	16.3	16.3	0.9	0.8
	医療職(3)	85	0.4	86	△ 1.2	39.9	40.4	17.3	17.9	0.5	0.5
	第1号任期付研究員	0	0.0	*	*	0.0	*	0.0	*	0.0	*
	特定任期付職員	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	任期付職員(行政職)	13	0.1	14	△ 7.1	46.0	42.1	22.1	20.4	1.2	1.0
任期付職員(教育職(1))	*	*	0	0.0	*	0.0	*	0.0	*	0.0	
市町村立学校職員	計	7,980	40.0	7,855	1.6	42.6	42.6	19.8	19.8	1.0	0.9
	行政職	361	1.8	343	5.2	37.7	37.9	14.8	15.0	0.6	0.6
	教育職(3)	7,544	37.8	7,443	1.4	42.9	42.9	20.1	20.1	1.0	0.9
	医療職(2)	75	0.4	69	8.7	33.4	33.1	11.2	10.9	0.4	0.3

(注) 1 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

2 内訳は、上記(注)1の「*」の関係で必ずしも計とは一致しない。

第2表 職員の適用給料表別、年齢階層別人員分布

(平成29年職員給与等実態調査)

給料表 年齢 階層	県関係職員											市町村立学校職員						
	全職員	行政職	公安職	海事職	教育職(1)	教育職(2)	教育職(3)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	特定任期 付職員	任期付職員 (行政職)	任期付職員 (教育職(1))	行政職	教育職(3)	医療職(2)	
計	19,939	4,543	11,959	4,182	2,733	49	124	4,405	12	214	20	120	85	13	7,980	361	7,544	75
20歳未満	30	7	30	7	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20歳以上 24歳未満	437	144	322	135	169	-	-	14	-	2	-	-	2	-	115	9	104	2
24歳以上 28歳未満	1,230	390	762	349	297	4	-	62	-	18	2	13	17	-	468	41	413	14
28歳以上 32歳未満	1,802	564	1,069	468	315	3	4	220	-	25	2	12	19	1	733	96	611	26
32歳以上 36歳未満	2,060	435	1,297	398	349	5	7	500	-	21	-	11	5	1	763	37	711	15
36歳以上 40歳未満	2,421	485	1,539	464	374	5	10	639	3	25	-	13	3	3	882	21	855	6
40歳以上 44歳未満	3,142	760	2,041	719	358	5	12	886	3	30	2	23	1	2	1,101	41	1,057	3
44歳以上 48歳未満	2,979	680	1,810	635	278	5	19	813	2	36	-	18	4	-	1,169	45	1,124	-
48歳以上 52歳未満	2,270	426	1,220	397	176	3	17	574	4	29	4	8	7	1	1,050	29	1,018	3
52歳以上 56歳未満	1,922	311	990	286	206	5	13	446	-	10	3	8	12	1	932	25	907	-
56歳以上 60歳未満	1,611	341	844	324	188	14	15	251	-	18	3	14	15	2	767	17	744	6
60歳以上	33	-	33	-	-	-	27	-	-	-	4	-	-	2	-	-	-	-

(注) 1 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

2 内訳は、上記(注)1の「*」の関係で必ずしも計とは一致しない。

第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

(平成29年職員給与等実態調査)

給料表	区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
		%	%	%	%	%	%	%
	全職員	100.0	79.9	10.9	9.1	0.1	55.5	44.5
	行政職	100.0	77.0	12.9	10.1	0.1	63.1	36.9
県 関 係 職 員	計	100.0	79.2	5.6	15.1	0.1	66.5	33.5
	行政職	100.0	78.7	10.6	10.6	0.1	65.9	34.1
	公安職	100.0	52.5	0.8	46.5	0.2	93.6	6.4
	海事職	100.0	8.2	40.8	49.0	2.0	100.0	—
	教育職(1)	100.0	91.1	5.6	3.2	—	51.6	48.4
	教育職(2)	100.0	95.3	3.7	0.9	—	51.4	48.6
	教育職(3)	100.0	91.7	8.3	—	—	58.3	41.7
	研究職	100.0	97.2	0.5	1.9	0.5	80.4	19.6
	医療職(1)	100.0	100.0	—	—	—	70.0	30.0
	医療職(2)	100.0	90.8	7.5	1.7	—	43.3	56.7
	医療職(3)	100.0	98.8	1.2	—	—	11.8	88.2
	特定任期付職員	100.0	*	*	*	*	*	*
	任期付職員(行政職)	100.0	7.7	7.7	84.6	—	76.9	23.1
	任期付職員(教育職(1))	100.0	*	*	*	*	*	*
市学 町校 村立 職員	計	100.0	80.9	19.0	0.2	—	38.9	61.1
	行政職	100.0	57.1	39.3	3.6	—	30.2	69.8
	教育職(3)	100.0	82.1	17.9	—	—	39.7	60.3
	医療職(2)	100.0	73.3	26.7	—	—	5.3	94.7

(注) 1 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。
2 構成比は上記(注)1の「*」、四捨五入等の関係で必ずしも計とは一致しない。

第4表 職員の平均給与月額

(職員給与等実態調査)

給与種目	区分	職員全体 (各給料表適用職員)			行政職		
		平成29年4月	平成28年4月	増減率	平成29年4月	平成28年4月	増減率
		円	円	%	円	円	%
全 職 員	計	380,193	379,326	0.2	340,557	339,439	0.3
	給料	347,079	347,021	0.0	310,043	309,850	0.1
	扶養手当	10,820	10,138	6.7	9,808	9,329	5.1
	その他	22,294	22,167	0.6	20,706	20,260	2.2
県 関 係 職 員	計	371,246	369,399	0.5	343,218	341,779	0.4
	給料	339,742	338,778	0.3	312,425	311,891	0.2
	扶養手当	11,734	11,088	5.8	10,202	9,653	5.7
	その他	19,770	19,533	1.2	20,591	20,235	1.8
市学 町校 村立 職員	計	393,597	394,214	△0.2	309,738	311,230	△0.5
	給料	358,073	359,384	△0.4	282,452	285,238	△1.0
	扶養手当	9,450	8,714	8.4	5,242	5,426	△3.4
	その他	26,074	26,116	△0.2	22,044	20,566	7.2

(注) 1 給料は、給料の調整額及び教職調整額並びに切替に伴う差額を含めた額である。
2 その他は、管理職手当、住居手当等である。
3 内訳は、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。

第5表 職員の適用給料表別給与支給状況

(平成29年職員給与等実態調査)

区分	全職員											市町村立学校職員						
	県関係職員					市町村立学校職員						市町村立学校職員						
	行政職	公安職	海事職	教育職(1)	教育職(2)	教育職(3)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	特定任期付職員	任期付職員(行政職)	任期付職員(教育職(1))	行政職	教育職(3)	医療職(2)		
① 1人当たり給料月額	円 338,020	円 309,462	円 332,938	円 311,794	円 318,699	円 352,978	円 424,104	円 358,447	円 370,992	円 349,444	円 491,825	円 317,087	円 310,030	円 263,115	円 345,634	円 282,452	円 349,563	円 254,616
② 1人当たり給料の調整額	581	1,837	631	487	—	—	3,131	—	—	2,620	11,090	19,120	11,621	917	—	—	970	—
③ 1人当たり教職調整額	—	4,967	—	—	—	—	13,447	—	—	13,452	—	—	—	—	11,522	—	12,187	—
④ 1人当たり扶養手当月額	9,808	11,734	10,202	15,454	15,459	15,459	7,423	11,183	17,917	11,187	11,450	8,471	5,600	12,385	9,450	5,242	9,713	3,280
⑤ 1人当たりその他の手当月額	20,706	19,770	20,591	16,488	19,706	13,841	18,859	14,867	20,049	463,747	33,114	19,439	9,908	26,074	22,044	26,310	21,852	—
⑥ 合計	340,557	371,246	343,218	351,128	388,143	445,368	405,067	417,228	383,300	978,112	377,792	346,690	296,081	393,597	309,738	398,743	279,748	—

(注) 1. 1人当たり給料月額(①)、1人当たり給料の調整額(②)及び1人当たり教職調整額(③)は、切替に伴う差額を含めた額である。

2. 1人当たりその他の手当月額(⑤)は、管理職手当、住居手当等である。

3. 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

4. 内訳は、上記(注)3の「*」、四捨五入等の関係で必ずしも計とは一致しない。

第6表 職員の扶養親族数別人員

(平成29年職員給与等実態調査)

扶養親族数	区分	該当職員数	うち扶養親族である	うち扶養親族である	うち配偶者、子以外の
			配偶者を有する者	子を有する者	扶養親族を有する者
合計		9,894	3,956	8,788	663
1	人	2,682	742	1,674	266
2	人	3,218	970	3,125	150
3	人	2,501	1,159	2,497	104
4	人	1,124	785	1,123	80
5	人	302	240	302	46
6	人	52	45	52	9
7	人	12	12	12	7
8	人	1	1	1	0
9	人	1	1	1	1
10	人	1	1	1	0

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

第7表 職員の住居手当の支給状況

(平成29年職員給与等実態調査)

区分		計	県関係職員	市町村立学校職員
受給者		6,974	4,396	2,578
手当月額11,000円未満の受給者		7	5	2
手当月額11,000円以上27,000円未満の受給者		2,335	1,407	928
手当月額27,000円以上の受給者		4,632	2,984	1,648
手当受給者1人あたり平均手当月額		25,758	25,797	25,692

職員の住居・借問する借家・借問	受給者	計	県関係職員	市町村立学校職員
	受給者	41	31	10
手当受給者1人あたり平均手当月額		13,112	13,077	13,220

第8表 職員の単身赴任手当の支給状況

(平成29年職員給与等実態調査)

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離									受給者計	手当受給者1人あたり平均手当月額
	100km未満	100km以上300km未満	300km以上500km未満	500km以上700km未満	700km以上900km未満	900km以上1,100km未満	1,100km以上1,300km未満	1,300km以上1,500km未満	1,500km以上		
受給者数	117	8	21	188	11	3	—	3	23	374	48,492

第9表 職員の通勤手当の支給状況

(平成29年職員給与等実態調査)

区分	全 職 員		県 関 係 職 員		市町村立学校職員	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
受 給 者	人 15,358	% 77.0	人 9,648	% 80.7	人 5,710	% 71.6
交通機関等利用者	1,890	9.5	1,812	15.2	78	1.0
交通用具使用者	13,398	67.2	7,787	65.1	5,611	70.3
交通機関等と交通用具の併用者	70	0.4	49	0.4	21	0.3
非 受 給 者	4,581	23.0	2,311	19.3	2,270	28.4
計	19,939	100.0	11,959	100.0	7,980	100.0
手当受給者1人当たり平均手当月額	円 8,420		円 9,553		円 6,505	
職員1人当たり平均手当月額	6,485		7,707		4,655	

第10表 職員の平均給与月額、平均年齢及び平均経年数の推移

(職員給与等実態調査)

給与種目 年	平 均 給 与 月 額				指 数	対 前 年 増 加 率	平 均 年 齢	平 均 経 験 年 数
	給 料	扶 養 手 当	そ の 他	計				
	円	円	円	円		%	歳	年
平成21年	346,922	10,694	22,414	380,030	100.0	—	42.0	19.4
平成22年	344,504	10,693	22,693	377,890	99.4	△ 0.6	42.0	19.4
平成23年	352,599	10,585	22,614	385,798	101.5	2.1	41.8	19.2
平成24年	350,183	10,467	23,198	383,847	101.0	△ 0.5	41.6	19.0
平成25年	348,880	10,415	22,166	381,461	100.4	△ 0.6	41.5	18.9
平成26年	349,002	10,376	22,122	381,500	100.4	0.0	41.6	18.9
平成27年	349,972	10,240	22,138	382,350	100.6	0.2	41.6	18.9
平成28年	347,021	10,138	22,167	379,326	99.8	△ 0.8	41.5	18.8
平成29年	347,079	10,820	22,294	380,193	100.0	0.2	41.6	19.0

- (注) 1 給料は、給料の調整額及び教職調整額並びに切替に伴う差額を含めた額である。
 2 その他は、管理職手当、住居手当等である。
 3 各年の平均給与月額には、その年の給与勧告に基づく改定分は含まれていない。
 4 指数とは、平成21年の「平均給与月額」・「計」を100としたものである。
 5 対前年増加率とは、「平均給与月額」・「計」に係る対前年増加率である。
 6 平成21年、平成22年及び平成23年の「平均給与月額」は、特例条例による減額後の額である。
 7 内訳は、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。

第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表（県関係職員）（他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用）（平成29年職員給与等実態調査）

号給	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										
3										
4			1							
5	5		20							1
6			6							2
7			3							1
8			6							1
9	7						1			2
10	1		2							
11			11							1
12			4							
13	13		21							2
14	1		11							4
15	2		17							
16	1		9							3
17	6		30							
18	3		14							
19			22						8	1
20			17						4	1
21	10		27						4	
22	6		15						10	
23	2		18						1	
24	2		26		1				4	
25	61		31	2	2				4	
26	7		17	2		1			3	
27	9		35	9	29					1
28	5		14	3	21				2	
29	66		28	10	23	1			4	
30	24		18	1	15				1	
31	14		40	12	29			10	2	
32	2		26	5	21	1		14	2	
33	68		29	7	21	3		5	1	
34	19		24	8	32			6	1	
35	11		33	10	35	3	1	8	2	
36	11		20	5	34	4	1	2	1	
37	40		26	22	43	6	1	2		
38	20		17	12	19	11				
39	19		27	19	59	1	1			
40			21	13	35	7				
41	24		16	50	37	7				1
42	9		8	24	29	13				
43	14		24	16	39	15	1	2		
44	5		10	9	35	12				
45	19		9	13	31	13	1			
46	9		15	8	23	6				
47	10		12	5	33	14	1	1		
48	7		12	3	27	16	1	2		
49	8		6	5	28	21	1			
50	4		11	2	28	7	1			
51	6		6	5	32	12	28			
52	7		7	5	25	20	15			
53	8		10	5	23	9	19	1		
54	4		4	3	23	13	15			
55	7		8	6	18	15	18	1		
56	1		4	3	17	17	18			
57	3		14	4	27	21	15	2		
58	1		1	2	23	9	9			
59	2		3	1	17	15	9			
60	1		4	2	8	3	13			
61	3		3	4	19	12	9	2		
62			6	1	7	23	9			
63	1		4		10	26	4			
64			1	1	11	16	6			

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65		3	1	9	9	6			
66		1		11	24	4			
67		2		11	18	3			
68	1	1		11	10	3			
69			1	9	10	6			
70				8	11	2			
71			1	5	8	5			
72				3	9				
73		1		10	4				
74				10	11				
75				6	11	2			
76			1	4	16	1			
77		1	1	4	12				
78				3	12	1			
79		1		4	18				
80			2	6	11				
81		1		3	20				
82				3	9				
83				10	17				
84				4	9				
85				3	33	9			
86				6	15				
87			2	5	8				
88		2		4	5				
89				5	9				
90				5	3				
91				4	7				
92				3	2				
93				90	38				
94									
95									
96		1							
97									
98									
99									
100									
101		1							
102			1						
103									
104			1						
105									
106			1						
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113			1						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		1							
計	589	900	330	1,248	742	240	58	54	21
							総計		4,182

(注) 1 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。
2 上記1は、以下第11表の各表について同じである。

その2 公安職給料表 (警察官に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3	10								
4							1		
5									
6	2								
7	15						1		
8									
9									
10									
11	32								
12									
13	11								
14	1								
15	32								
16	1								
17	5								
18	3								
19	7								
20	1				1				
21	38	2							
22	1								
23	9	20		1					
24	7	1		1					
25	44	8		5					
26	8	9							
27	6	9		3	1				
28	5	2		1	1				
29	30	7		1					
30	8	21		1	1				
31	8	9		7					2
32	4	5		2	2				2
33	31	6		1	1				1
34	4	22		2	1				4
35	7	6			1				
36	6	8		2	1				
37	12	11		1	3		1		
38	1	15	6	3	4				1
39	1	21	13	1	2				
40	3	11	6	7	3				
41	11	11	18	5	1				
42	3	27	2	4	1				
43	1	15	11	4	3		1		
44	3	12	8	4	1			1	
45	5	14	10	4	4			7	2
46		22	27	5					
47		21	9	6				2	
48		20	30	8	2			5	
49		20	10	6	4				
50		21	17	8	3	4		1	
51		15	22	12	2	1	1	3	
52		18	19	12	1				
53		9	13	5	5	1	1		
54	1	13	19	9	6	4	3	2	
55		6	6	6	4	3	2		
56		6	15	12	2	2	2	1	
57		5	16	1	2	5	3	2	
58		2	16	8	2	1	3		
59			16	11	1	4	5	1	
60	1		22	12	1	1	5	1	
61			16	4	1	2	1	4	
62		2	15	12	9	5	4		
63			17	10	8	6	2		
64			14	4	3	3	2		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65			23	11	3				
66		1	11	14	4		2		
67		3	19	18	11	1	1		
68	1		17	12	6		1		
69		1	14	16	7	3			
70			16	10	6	3	1		
71			14	13	5	4	1		
72		2	8	8	4		2		
73	1	1	15	10	2		2		
74			4	13	4	3	1		
75			5	13	7	1	1		
76			5	13	3	4	2		
77			10	19	6	6			
78			12	11	8	3	2		
79		1	5	22	8	4	2		
80			16	7	5	2	1		
81			6	10	7	2			
82		1	16	13	7	3	1		
83		1	1	19	8	4	1		
84		1	2	7	5	3	1		
85				9	10	12	1		
86			1	14	12	6			
87			1	10	10	9			
88			1	10	12	7			
89		1		12	12	6			
90			2	11	9	4			
91				6	5	6			
92				7	6	1			
93				6	46	8			
94			4	5					
95			1	6					
96			2	3					
97			3	3					
98		1	4	4					
99				3					
100			1	5					
101				3					
102				2					
103									
104			2	5					
105				2					
106			1	7					
107				3					
108			2	2					
109				4					
110				8					
111				2					
112				7					
113				2					
114				7					
115			1	3					
116				7					
117				4					
118				6					
119				3					
120				1					
121			2	1					
122				1					
123				1					
124				1					
125				2					
126									
127									
128			1						

月給	職務の級								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
129									
130									
131			1						
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138			1						
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	380	466	643	668	326	147	61	30	12
								総計	2,733

その3 海事職給料表 (船舶に乗り組む職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7			1				
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15			1				
16							
17							
18			1				
19							
20							
21			1				
22							
23							
24							
25				1			
26							
27		2	1				
28							
29			1				
30			1				
31			2				
32			1				
33			1				
34							
35							
36							
37		2					
38							
39							
40							
41				1			1
42							
43				1			
44							
45		1				1	
46				1			
47		1					1
48							
49						1	
50							
51							
52							
53				1			
54							
55							
56							
57							
58					1		
59							
60							
61				1			
62				1			
63							
64				1	1		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
65				1			
66							
67							
68						1	
69						1	
70				1			
71				1			
72					1	1	
73				1		3	
74							
75							
76							
77							
78							
79					1		
80				2			
81							
82							
83							
84				1	1		
85							
86							
87							
88							
89				1			
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96				1			
97							
98							
99							
100							
101							
計	0	6	11	17	5	8	2
						総計	49

その4 教育職給料表(1)

〔大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員に適用し、4級の特1号給から特5号給までは、学長のみ適用〕

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
1				1
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9			1	
10				
11				
12				1
13			2	
14				
15				
16				
17			2	
18				
19				1
20				
21				4
22				
23				2
24				
25	1	4	1	2
26		1		1
27				1
28				1
29		1	2	1
30				1
31				1
32	1			2
33	1		5	3
34	1		1	
35				
36		1	1	3
37			3	2
38		1		1
39				
40				
41	3	1		2
42		2	3	1
43				
44			1	1
45	2	2	4	2
46				
47				1
48			1	1
49			4	
50				
51				
52				
53			1	1
54				
55			2	
56				1
57			1	1
58		1		
59				1
60				
61		1		1
62			1	
63			2	
64			2	1

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
65				1
66				
67			1	
68			1	
69			1	
70		1		
71	1			
72	1		1	
73				1
74				
75		1		
76				
77		1		
78			1	
79		1		
80				
81	2			
82				
83				
84				
85				
86				
87	1			
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
129				
特1				*
特2				*
特3				*
特4				*
特5				*
計	14	19	45	46
			総 計	124

(注)「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

その5 教育職給料表(2)

（高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹
教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員に適用
養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員に適用）

職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
1		6			
2					
3					
4		2			
5		8			
6					
7					
8		2			
9		9			
10					2
11					1
12		2			
13		11			3
14		1			1
15					4
16		3			1
17		10			
18		2			4
19					2
20		6			5
21	1	14			5
22					4
23		1			4
24		6			7
25		43			3
26		3			7
27	1	3			6
28		9			6
29	2	61			4
30		5			2
31		4			1
32	1	5			1
33	1	64			
34		6			
35		4			1
36	1	15			
37	1	70			1
38		8			
39	1	16			
40	2	19		1	
41		71			
42	2	13			
43	3	10			
44		23		1	
45	6	74		1	
46		15		1	
47		17		1	
48	1	26		2	
49	6	69		3	
50	1	8		1	
51	4	10	1	2	
52	2	19		4	
53	11	76		2	
54		13	1	6	
55	5	14		7	
56	3	25		7	
57	16	67		3	
58	1	20		9	
59	5	23		9	
60	2	30		6	
61	9	62		6	
62		22		16	
63	1	12	1	6	
64	2	20		8	

職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
65	14	51		15	
66	1	27		9	
67	3	13		5	
68	2	31		6	
69	16	53		4	
70	2	29	1		
71	3	32		1	
72	2	24			
73	20	46		1	
74	2	51		1	
75	5	48	2		
76	3	47			
77	12	47		1	
78	1	29			
79		65			
80	2	40			
81	9	45			
82	1	35			
83	2	84			
84	1	56	2		
85	6	39			
86	1	36			
87		93	1		
88	3	45			
89	1	26	2		
90		32	1		
91		98			
92		50	1		
93	4	26			
94	3	22			
95	1	73			
96	1	35			
97	1	23			
98		22			
99	1	56			
100		45			
101	3	22			
102		12			
103		68			
104		29			
105	1	18			
106	1	26			
107	3	56			
108		41			
109	3	12			
110		27			
111	1	52			
112		38			
113	2	23			
114		48			
115	4	47			
116	2	24			
117		39			
118	1	43			
119		57			
120	1	50			
121		56			
122		49			
123		44			
124		43			
125	1	54			
126		40			
127		38			
128		29			

職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
129	1	25			
130		23			
131	1	12			
132		9			
133		11			
134	2	8			
135		2			
136		2			
137	2				
138		1			
139	1				
140					
141	1				
142					
143	2				
144	4				
145					
146	2				
147	2				
148	1				
149	1				
150					
151	3				
152					
153	1				
計	263	3,909	13	145	75
				総 計	4,405

その6 教育職給料表(3) (県関係職員)

〔中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、
主幹教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員に適用〕

職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					

職務の級 号給	1 級 人	2 級 人	特 2 級 人	3 級 人	4 級 人
65					
66					
67					
68				1	
69		1			
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84		1			
85		1			
86					
87		1			
88		1			
89					
90					
91					
92					
93		2			
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100		1			
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126		1			
127					
128					

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
129					
130		1			
131		1			
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
計	0	11	0	1	0
				総 計	12

その7 研究職給料表 (試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
1		1			
2					
3					
4					
5		1			
6					
7					
8					
9		5			
10					
11					
12		1			
13		5			
14		4	1		
15		2			
16					
17		1			
18					
19					
20					
21		5			
22		3			
23		2			
24					
25		5	1		
26		1			
27			1		
28		1	1		
29		1			1
30		2	1		1
31		2	1		4
32		1			2
33		2			2
34		1	2		1
35					
36			2	1	1
37		2	1	1	
38		1	1	1	
39		4		1	1
40		3	1	1	
41		1	2		
42		2	1	1	
43		3	4		1
44		1	2	1	
45			2		
46			2	1	
47		4	2	1	
48			1	1	
49			1		
50				2	
51		2	1	1	
52			1		
53			1	2	
54		1	1	2	
55			5	1	
56			1		
57			2	1	
58		1	1	1	
59			3	5	
60			3	1	
61		1	1		
62		1	1		
63			3	1	
64		1	2	1	

職務の級 号給	1 級 人	2 級 人	3 級 人	4 級 人	5 級 人
65			1		
66			3	1	
67			3	2	
68			1	1	
69			1	1	
70			1		
71			1	1	
72		1	1		
73			1	11	
74			2		
75					
76			1		
77					
78			2		
79			2		
80			1		
81			1		
82			1		
83					
84					
85			1		
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	0	75	80	45	14
				総 計	214

その8 医療職給料表(1) (保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	1			
10		1		
11				
12				
13	2			
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				1
24				
25				1
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36			1	1
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				1
46				
47				
48				
49				1
50				
51				
52				
53				1
54				1
55				1
56				
57				1
58				
59			1	
60				
61				
62				
63			1	
64				1

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
65			1	1
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79			1	
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	3	1	5	11
			総 計	20

その9 医療職給料表(2) (県関係職員)

〔保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、
栄養士、獣医師その他の職員に適用〕

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9		1					
10							
11							
12							
13							
14		1					
15		5					
16							
17		1					
18							
19		4					
20		1					
21							
22							
23		3					
24			2				
25		1	4				
26			1				
27		1	1				1
28			1		1		
29			1		1		
30		2	1				
31		2	1				1
32							1
33					2		1
34		1			1		
35					1		
36				1			
37					1		1
38							
39		1		2			1
40					2		
41		1	1		2		1
42			1				
43			1		1		
44							
45			3			1	
46			1				
47			1	1	3		
48				1	1		
49						1	
50			2		1		
51		1				1	
52		1				1	
53							
54					1		
55					3		
56					2	1	
57			1				
58					1	1	
59				1			
60					1	1	
61							
62				1			
63				1		1	
64					1	1	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
65		1			1	3	
66			1				
67					2		
68					1		
69							
70			1				
71							
72					1		
73							
74							
75			1		2		
76					1		
77							
78				1			
79				1			
80							
81							
82							
83							
84						1	
85				1			
86							
87							
88							
89							
90							
91				1			
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	0	28	26	12	35	12	7
						総計	120

その10 医療職給料表(3) (保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8			1			
9						
10						
11						
12						
13			1			
14						
15		5				
16			1			
17			1			
18		5	1			
19		1				
20			2			
21			1			
22		2	1			
23		2				
24		1	1			
25						
26			1			
27		1	1			
28		1	1			
29			2			
30						
31		1				
32						
33						
34		2				
35						
36						
37		3				
38		1	1			
39						
40						
41						
42						
43					1	1
44		2				
45					1	
46					1	
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57					1	
58						
59						
60						
61						
62						
63					1	
64						

職務の級 号給	1 級 人	2 級 人	3 級 人	4 級 人	5 級 人	6 級 人
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80				2	1	
81						
82						
83					1	
84				1		
85					2	
86						
87						
88				2		
89					1	
90				2	3	
91					1	
92					4	
93					12	
94						
95						
96						
97				1		
98						
99						
100						
101				1		
102						
103						
104						
105				1		
106						
107						
108						
109				1		
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	27	16	16	25	1
					総 計	85

その11 行政職給料表（市町村立学校職員）（他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	人								
2		人							
3			人						
4				人					
5					人				
6						人			
7							人		
8								人	
9									人
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17			1						
18			1						
19									
20			1						
21			1						
22			2						
23	8		3						
24			2						
25	1		2						
26	2		1						
27	3								
28			3						
29	1		2						
30	1		2						
31	6		1						
32	2		1						
33			5						
34									
35	4		5		1				
36	1		1						
37	6		2		1				
38	1		3	1	1				
39	1		1		1				
40	3		2		5				
41	6		2	1	2				
42	1		1	1	1				
43	5		1	1	2				
44	7		3	1	1				
45	8		1	1	1				
46	4		2	2	3				
47	7		3	2	1				
48	2				2				
49	5		1	2	2				
50	5		2	2					
51	13		1	1	2				
52	6			1	2				
53	3		2		4				
54	4		3		4				
55	1		1		5				
56	2				3				
57	3		4						
58	3		2		1				
59	3		1		3				
60	3		1		3				
61					1				
62			1		2				
63					2				
64					3				

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65				3	1				
66	1			2					
67				6					
68				2					
69				1	1				
70				1					
71				3					
72		1		2					
73				1	1				
74				8	1				
75									
76				3	1				
77									
78				1	2				
79				2	1				
80				1	1				
81					1				
82					2				
83					5				
84				1	2				
85					3				
86					8				
87					3				
88				1	1				
89				2	3				
90									
91				1					
92					1				
93				1					
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	132	74	16	101	38	0	0	0	0
								総計	361

その12 教育職給料表(3) (市町村立学校職員) [中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員に適用]

職務の級 号給	1 級 人	2 級 人	特2級 人	3 級 人	4 級 人
1					
2					
3					
4					
5					
6					1
7					
8					
9					
10					3
11					
12					3
13		60			3
14					3
15		1			5
16		12			16
17		60			19
18		9			11
19		3			20
20		13			41
21		71			31
22		7			24
23		6			37
24		17			25
25		78			21
26		5			25
27		17			20
28		25			20
29		79			12
30		10			8
31		17			10
32		30			5
33		92			7
34		15			3
35		25			1
36		32			
37		94			2
38		16			
39		30			
40		25			
41		108			
42		30			
43		38			
44		35		1	
45		102			
46		25			
47		32			
48		37		1	
49		129			
50		32		1	
51		32		1	
52		27		1	
53		119		2	
54		28		1	
55		46		2	
56		35	1	2	
57		107	1	1	
58		40		2	
59		41		4	
60		23		5	
61		87		1	
62		32	2	4	
63		33		1	
64		31		6	

職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
65		90		4	
66		39		9	
67		39	1	11	
68		37		5	
69		74		9	
70		45	1	18	
71		49		18	
72		33	1	13	
73		52		11	
74		38		23	
75		43	1	23	
76		42		30	
77		54		26	
78		51		28	
79		42		25	
80		34		24	
81		53	1	24	
82		39	1	14	
83		46		19	
84		51		12	
85		54	1	10	
86		42		7	
87		52		4	
88		58		3	
89		61	1	2	
90		62		1	
91		58			
92		48	1		
93		67		1	
94		50			
95		74	1		
96		62			
97		58			
98		52			
99		69			
100		53			
101		48			
102		58			
103		60			
104		51			
105		59			
106		46			
107		41			
108		44			
109		57			
110		29			
111		45			
112		54			
113		65			
114		43			
115		65			
116		47			
117		50			
118		45			
119		55			
120		53			
121		54			
122		53			
123		64			
124		70			
125		62			
126		72			
127		67			
128		69			

職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
129		85			
130		76			
131		80			
132		87			
133		96			
134		97			
135		76			
136		107			
137		88			
138		67			
139		66			
140		76			
141		68			
142		53			
143		40			
144		37			
145		25			
146		15			
147		4			
148		2			
149		3			
150		1			
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
計	0	6,744	14	410	376
				総 計	7,544

その13 医療職給料表(2) (市町村立学校職員) (中学校及び小学校等に勤務する学校栄養職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
1		1					
2							
3							
4							
5		1					
6							
7							
8							
9		1					
10							
11							
12							
13		2					
14		1					
15		1					
16		1					
17		2					
18							
19		2	1				
20							
21		3	1				
22		1					
23		1	1				
24		1	1				
25		1					
26		1	4				
27		2	1				
28			2				
29		2					
30		1	1				
31		2					
32		3					
33		4	2				
34							
35		3	3				
36							
37		1					
38			2				
39			1				
40							
41			2				
42							
43							
44			2				
45							
46		1					
47							
48							
49					2		
50					1		
51					1		
52					1		
53					1		
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							
61			1				
62							
63							
64				1			

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
65							
66							
67							
68			1				
69							
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76			1				
77							
78							
79							
80							
81							
82				1			
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91				1			
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	0	39	27	3	6	0	0
						総計	75

その14 特定任期付職員 〔高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用〕

号 給	人 員
	人
1	*
2	*
3	*
4	*
5	*
6	*
7	*
総計	*

(注) 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

その16 任期付職員 〔任期を定めて採用された職員に適用〕
教育職給料表(1)適用

職務の級	号 給	人 員
		人
*	*	*
総計		*

(注) 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

その15 任期付職員 〔任期を定めて採用された職員に適用〕
行政職給料表適用

職務の級	号 給	人 員
		人
1	45	1
1	51	1
1	65	1
1	71	1
1	73	1
2	35	1
2	42	1
2	55	1
2	86	1
2	87	1
2	94	1
2	97	1
4	54	1
総計		13

第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員分布

その1 フルタイム勤務職員

(平成29年職員給与等実態調査)

職務の級 給料表	計	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	53				52	1					
海事職	1				1						
教育職(2)	54	21	33								
教育職(3)	61		61								
研究職	5				5						
医療職(2)	2					2					
給料表計	176										

(注) 該当人員0の級は空欄とし、また、ここに示されていない給料表の該当人員は0である。

その2 短時間勤務職員

(平成29年職員給与等実態調査)

職務の級 給料表	計	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	148	1			143	4					
公安職	38				8	21	8		1		
教育職(3)	48		48								
研究職	1					1					
医療職(2)	7					7					
医療職(3)	4				1	3					
給料表計	246										

(注) 該当人員0の級は空欄とし、また、ここに示されていない給料表の該当人員は0である。

2 民間給与関係

平成29年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となっている職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与と民間従業員の給与とを比較・検討するため、平成29年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会及び人事院

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。))に分類された362事業所。

(2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種。うち、初任給関係職種18職種）

(3) 調査実人員

調査実人員は5,087人（うち、初任給関係476人）で、うち行政職に相当する職種に係る調査実人員は4,626人（うち、初任給関係475人）である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は20,604人で、うち行政職に相当するものは11,375人である。

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記3の(1)に記載した事業所を産業、企業規模、組織によって13層に層化し、これらの層から143事業所を無作為抽出法によって抽出した。

(2) 従業員の抽出

従業員の抽出は、臨時の従業員及び役員は全て除外した。また、初任給関係職種以外の調査対象職種について、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、無作為に抽出した。

5 集計

総計及び平均値の算出に際しては、全て従業員の抽出率の逆数を乗じることにより母集団に還元した。

第13表 産業別、規模別調査事業所数

(平成29年職種別民間給与実態調査)

産業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上500人未満	100人未満
産 業 計		事業所 127	事業所 38	事業所 55	事業所 34
農 業、 林 業、 漁 業		—	—	—	—
鉱 業、 採 石 業、 砂 利 採 取 業、 建 設 業		18	6	9	3
製 造 業		11	0	9	2
電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業、 情 報 通 信 業、 運 輸 業、 郵 便 業		31	7	11	13
卸 売 業、 小 売 業		20	7	7	6
金 融 業、 保 険 業、 不 動 産 業、 物 品 賃 貸 業		14	7	3	4
教 育、 学 習 支 援 業、 医 療、 福 祉、 サ ー ビ ス 業		33	11	16	6

- (注) 1 上記調査対象事業所のほか、調査不能の事業所が16所あった。
 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業分類の大分類のうち、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、複合サービス事業及びサービス業(他に分類されないもの(中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。))である。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(平成29年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上500人未満	100人未満
			円	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係	新 卒 事 務 員	大 学 卒	174,787	177,421	172,235	168,055
		短 大 卒	145,088	149,995	138,330	142,800
		高 校 卒	151,430	151,837	145,249	-
	新 卒 技 術 者	大 学 卒	184,046	196,999	183,453	176,920
		短 大 卒	164,751	172,000	165,937	159,513
		高 校 卒	146,935	157,300	146,618	141,383
	新 卒 事 務 員・技 術 者 計	大 学 卒	176,999	178,717	176,756	171,175
		短 大 卒	154,709	150,912	156,205	157,047
		高 校 卒	149,121	152,249	146,529	141,383

- (注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いた額であり、採用のある事業所について平均したものである。

第15表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 規模計

(平成29年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	5	49.6	円	円	円	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄を参照のこと。
	大 学 卒	3	51.1	627,111	185	626,926	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
工 場 長	3	54.3	833,577	0	833,577		
大 学 卒	*	*	*	*	*		
短 大 卒	—	—	—	—	—		
高 校 卒	*	*	*	*	*		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 部 長	201	52.1	568,860	1,710	567,150		
大 学 卒	137	52.1	596,332	1,282	595,050		
短 大 卒	19	50.2	481,370	6,557	474,813		
高 校 卒	45	53.2	526,743	879	525,864		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術 部 長	46	51.4	485,444	5,738	479,706		
大 学 卒	22	50.4	511,300	1,432	509,868		
短 大 卒	13	52.3	480,075	17,167	462,908		
高 校 卒	10	50.5	441,584	0	441,584		
中 学 卒	*	*	*	*	*		
事 務 部 次 長	166	51.4	537,463	4,871	532,592		
大 学 卒	124	51.4	569,412	4,673	564,739		
短 大 卒	14	47.6	421,100	0	421,100		
高 校 卒	28	53.0	457,890	8,244	449,646		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術 部 次 長	43	50.7	533,978	9,438	524,540		
大 学 卒	32	51.1	569,844	2,646	567,198		
短 大 卒	5	49.4	410,766	29,006	381,760		
高 校 卒	6	49.9	467,869	25,309	442,560		
中 学 卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
								円
事 務 課 長	人	歳	円	円	円	2係以上又は 構成員10人以上の課の長 職能資格等が 上記課の長と 同等と認めら れる課の長及 び課長級専門 職		
	309	48.0	498,462	7,538	490,924			
	大学卒	192	47.4	514,317	8,846		505,471	
	短大卒	34	47.6	408,290	4,202		404,088	
	高校卒	82	49.3	500,808	6,207		494,601	
中学卒	*	*	*	*	*			
技 術 課 長	142	49.4	474,542	10,659	463,883			
	大学卒	89	49.2	464,352	7,792		456,560	
	短大卒	19	48.4	494,256	19,151		475,105	
	高校卒	33	50.9	495,572	11,942		483,630	
	中学卒	*	*	*	*		*	
事 務 課 長 代 理	129	45.8	451,961	17,073	434,888		前記課長に事故 等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部 下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部 下4人以上を有 する者 職能資格等が上 記課長代理と同 等と認められる 課長代理及び課 長代理級専門職 中間職（課長一 係長間）	
	大学卒	70	44.3	469,392	18,504			450,888
	短大卒	28	47.2	400,632	14,299			386,333
	高校卒	30	47.8	457,561	16,806			440,755
	中学卒	*	*	*	*	*		
技 術 課 長 代 理	104	47.1	441,732	37,433	404,299			
	大学卒	45	48.8	439,778	43,727	396,051		
	短大卒	29	42.8	389,053	27,220	361,833		
	高校卒	30	48.6	497,823	36,806	461,017		
	中学卒	—	—	—	—	—		
事 務 係 長	478	43.3	381,515	38,483	343,032	係の長及び係 長級専門職		
	大学卒	230	41.5	394,639	42,017			352,622
	短大卒	101	45.0	342,756	36,203			306,553
	高校卒	146	44.8	386,331	34,324			352,007
	中学卒	*	*	*	*			*
技 術 係 長	199	44.6	469,325	81,996	387,329			
	大学卒	89	43.6	392,738	80,918		311,820	
	短大卒	19	43.9	421,089	77,219		343,870	
	高校卒	91	45.7	550,189	83,988		466,201	
	中学卒	—	—	—	—		—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を要する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	419	39.2	325,450	32,192	293,258		
	大 学 卒	172	37.8	325,265	29,898	295,367	
	短 大 卒	125	40.2	303,336	29,733	273,603	
	高 校 卒	118	40.1	348,072	37,863	310,209	
	中 学 卒	4	37.3	299,924	27,632	272,292	
	技 術 主 任	269	40.3	436,230	65,186	371,044	
	大 学 卒	70	39.5	377,565	48,940	328,625	
	短 大 卒	37	43.0	382,474	64,068	318,406	
	高 校 卒	160	40.0	469,832	72,011	397,821	
中 学 卒	*	*	*	*	*		
事 務 係 員	1,158	35.1	259,869	28,811	231,058		
大 学 卒	554	32.3	267,872	30,431	237,441		
短 大 卒	271	37.8	235,519	23,411	212,108		
高 校 卒	331	37.6	265,245	30,425	234,820		
中 学 卒	*	*	*	*	*		
技 術 係 員	763	35.2	324,446	60,382	264,064		
大 学 卒	298	33.4	309,108	56,037	253,071		
短 大 卒	116	37.6	309,994	56,578	253,416		
高 校 卒	345	35.6	341,304	64,952	276,352		
中 学 卒	4	49.2	304,098	64,255	239,843		

(注)「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。(以下、本表において同じ。)

2 規模500人以上

(平成29年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 人 員 実 人	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
事 務	支 店 長	5	49.6	円 627,111	円 185	円 626,926	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)	
	大 学 卒	3	51.1	567,293	156	567,137		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
工 場	工 場 長	3	54.3	円 833,577	0	円 833,577	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)	
	大 学 卒	*	*	*	*	*		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術	事 務 部 長	104	52.9	円 629,256	円 46	円 629,210	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)	
	大 学 卒	71	52.9	661,127	36	661,091		
	短 大 卒	6	49.7	504,410	0	504,410		
	高 校 卒	27	53.5	577,815	79	577,736		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
関 係	技 術 部 長	8	52.2	円 781,864	0	円 781,864		
	大 学 卒	6	51.8	845,156	0	845,156		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
職 種	事 務 部 次 長	106	51.4	円 560,135	円 55	円 560,080		前 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 専 門 職 (部 長 一 課 長 間)
	大 学 卒	81	51.8	605,378	0	605,378		
	短 大 卒	8	47.5	397,722	0	397,722		
	高 校 卒	17	51.5	432,685	333	432,352		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
種 別	技 術 部 次 長	16	50.7	円 823,541	0	円 823,541		
	大 学 卒	15	50.7	823,941	0	823,941		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長	人	歳	円	円	円	2係以上又は 構成員10人以上の課の長 職能資格等が 上記課の長と 同等と認められる課の長及び 課長級専門職	行政職7級、8級
	大学卒	137	48.1	562,097	7,954	554,143		
	短大卒	78	47.0	583,455	7,035	576,420		
	高校卒	7	47.5	479,387	7,962	471,425		
	中学卒	52	49.5	548,107	8,972	539,135		
	—	—	—	—	—	—		
	技術課長	32	49.9	718,350	7,489	710,861		
	大学卒	17	47.5	710,954	0	710,954		
	短大卒	5	52.6	721,338	40,278	681,060		
	高校卒	10	52.2	728,906	0	728,906		
—	—	—	—	—	—			
技 術 関 係 職 種	事務課長代理	53	46.9	554,850	12,410	542,440	前記課長に事故 等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部 下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部 下4人以上を有 する者 職能資格等が上 記課長代理と同 等と認められる 課長代理及び課 長代理級専門職 中間職（課長一 係長級）	行政職5級、6級
	大学卒	26	45.0	581,857	11,831	570,026		
	短大卒	9	47.6	523,552	19,902	503,650		
	高校卒	17	48.7	536,292	9,952	526,340		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長代理	23	47.0	615,353	0	615,353		
	大学卒	6	45.2	591,424	0	591,424		
	短大卒	3	46.4	616,398	0	616,398		
	高校卒	14	48.3	628,535	0	628,535		
	—	—	—	—	—	—		
事 務 関 係 職 種	事務係長	222	42.1	432,596	41,804	390,792	係の長及び係 長級専門職	行政職3級、4級
	大学卒	101	40.9	445,146	45,392	399,754		
	短大卒	34	40.8	383,682	38,982	344,700		
	高校卒	87	44.1	435,727	38,636	397,091		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術係長	78	45.2	600,451	87,206	513,245		
	大学卒	12	44.0	520,794	110,759	410,035		
	短大卒	4	44.6	526,583	42,017	484,566		
	高校卒	62	45.5	619,132	85,942	533,190		
	—	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職2級 (一部は3級、4級)
	227	38.4	356,258	35,693	320,565			
	大 学 卒	90	37.6	348,415	31,876	316,539		
	短 大 卒	59	39.6	338,962	33,048	305,914		
	高 校 卒	76	38.4	376,634	41,394	335,240		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 主 任	132	39.6	503,949	71,063	432,886		
	大 学 卒	14	40.8	519,464	70,346	449,118		
	短 大 卒	4	42.0	492,477	57,134	435,343		
	高 校 卒	114	39.4	502,444	71,649	430,795		
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 係 員	402	33.6	278,025	36,346	241,679	行政職1級		
大 学 卒	198	32.4	276,306	35,312	240,994			
短 大 卒	75	36.3	237,007	27,438	209,569			
高 校 卒	129	33.6	303,162	42,705	260,457			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
技 術 係 員	204	31.8	401,320	74,940	326,380			
大 学 卒	51	32.5	409,860	78,890	330,970			
短 大 卒	13	30.0	384,617	81,575	303,042			
高 校 卒	140	31.7	399,967	73,022	326,945			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

3 規模100人以上500人未満

(平成29年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)		
事 務	支 店 長	—	—	—	—	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職7級、8級
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—		
工 場	工 場 長	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—		
技 術	事 務 部 長	75	51.4	522,383	3,462	518,921	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	53	51.1	539,357	2,112	537,245	
	短 大 卒	10	50.1	486,993	11,240	475,753	
	高 校 卒	12	53.6	480,820	2,731	478,089	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関 係	技 術 部 長	28	50.7	428,969	7,645	421,324	
	大 学 卒	11	49.6	405,273	0	405,273	
	短 大 卒	10	52.7	463,066	21,839	441,227	
	高 校 卒	7	49.9	420,390	0	420,390	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
職 種	事 務 部 次 長	54	51.6	498,320	9,401	488,919	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)
	大 学 卒	38	51.2	507,805	7,697	500,108	
	短 大 卒	5	46.9	431,127	0	431,127	
	高 校 卒	11	55.3	495,748	20,128	475,620	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
種 別	技 術 部 次 長	26	50.7	431,542	13,306	418,236	
	大 学 卒	16	51.3	440,084	4,265	435,819	
	短 大 卒	5	49.4	410,766	29,006	381,760	
	高 校 卒	5	49.8	423,113	28,549	394,564	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事 務 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	人	歳	円	円	円	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職5級、6級
	122	47.4	454,158	8,814	445,344		
	84	47.2	482,394	12,333	470,061		
	17	46.4	379,628	983	378,645		
	20	48.7	401,798	857	400,941		
	*	*	*	*	*		
	69	49.0	405,354	9,925	395,429		
	42	49.3	404,705	5,545	399,160		
	8	47.7	412,540	16,922	395,618		
	18	49.5	408,834	14,727	394,107		
技 術 課 長 代 理 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 課 長 代 理 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	46	46.0	387,776	26,727	361,049	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職4級
	26	44.6	417,639	28,405	389,234		
	12	46.9	350,158	16,504	333,654		
	8	49.5	342,231	36,344	305,887		
	—	—	—	—	—		
	38	51.0	415,884	41,346	374,538		
	24	51.4	419,803	41,118	378,685		
	7	51.3	401,449	18,133	383,316		
	7	49.5	416,063	63,339	352,724		
	—	—	—	—	—		
事 務 係 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 係 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	191	44.8	332,815	34,834	297,981	係の長及び係長級専門職	行政職3級
	103	42.6	347,598	35,718	311,880		
	42	47.9	326,982	35,230	291,752		
	45	46.4	304,187	31,671	272,516		
	*	*	*	*	*		
	100	43.9	383,571	80,918	302,653		
	61	43.0	373,285	74,923	298,362		
	14	43.2	396,979	91,502	305,477		
	25	46.4	401,315	89,649	311,666		
	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職2級 (一部は3級)
	大 学 卒	126	39.2	277,030	23,854	253,176		
	短 大 卒	57	37.2	296,151	23,865	272,286		
	高 校 卒	39	39.9	247,962	20,638	227,324		
	中 学 卒	28	42.7	281,925	29,737	252,188		
		*	*	*	*	*		
	技 術 主 任	82	40.1	347,613	63,836	283,777		
	大 学 卒	28	35.9	315,154	37,152	278,002		
	短 大 卒	22	42.4	358,219	68,479	289,740		
	高 校 卒	31	42.0	372,992	86,161	286,831		
	*	*	*	*	*			
事 務 関 係 職 種	事 務 係 員	509	36.1	250,607	24,593	226,014		行政職1級
	大 学 卒	215	32.5	267,008	27,902	239,106		
	短 大 卒	145	39.1	238,834	20,434	218,400		
	高 校 卒	149	39.4	234,893	23,161	211,732		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 係 員	368	35.9	302,774	62,568	240,206		
	大 学 卒	161	32.2	292,651	54,999	237,652		
	短 大 卒	62	39.1	314,602	63,635	250,967		
	高 校 卒	142	37.9	307,509	69,204	238,305		
	中 学 卒	3	49.3	302,623	80,315	222,308		

4 規模100人未満

(平成29年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 人 員	平 年 均 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事 務	支 店 長	—	—	円	円	円	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
工 場	工 場 長	—	—	—	—	—	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	事 務 部 長	22	51.9	497,844	1,952	495,892	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)
	大 学 卒	13	52.4	550,013	3,303	546,710	
	短 大 卒	3	51.3	424,298	0	424,298	
	高 校 卒	6	51.0	421,586	0	421,586	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関 係	技 術 部 長	10	52.7	444,808	3,910	440,898	
	大 学 卒	5	51.4	468,341	6,721	461,620	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
職 種	事 務 部 次 長	6	48.3	530,326	42,544	487,782	前 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 (部 長 一 課 長 間)
	大 学 卒	5	47.6	525,330	51,053	474,277	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
種	技 術 部 次 長	*	*	*	*	*	
	大 学 卒	*	*	*	*	*	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

行政職6級、7級

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成29年 4 月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長	人	歳	円	円	円	2係以上又は 構成員10人以上の課の長 職能資格等が 上記課の長と 同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 5 級
	大学卒	50	49.3	428,567	2,980	425,587		
	短大卒	30	49.0	443,029	2,700	440,329		
	高校卒	10	49.6	402,429	6,800	395,629		
	中学卒	10	49.9	411,316	0	411,316		
	—	—	—	—	—	—		
	技術課長	41	49.8	433,722	14,438	419,284		
	大学卒	30	49.8	438,488	15,521	422,967		
	短大卒	6	45.7	404,926	2,833	402,093		
	高校卒	5	54.8	439,684	21,864	417,820		
—	—	—	—	—	—			
技 術 関 係 職 種	事務課長代理	30	43.7	378,286	9,480	368,806	前記課長に事故 等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部 下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部 下4人以上を有 する者 職能資格等が上 記課長代理と同 等と認められる 課長代理及び課 長代理級専門職 中間職（課長一 係長間）	行政職 4 級
	大学卒	18	42.8	403,628	11,753	391,875		
	短大卒	7	47.3	330,066	3,143	326,923		
	高校卒	5	41.8	354,565	10,169	344,396		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	43	42.9	381,650	52,243	329,407		
	大学卒	15	45.2	411,161	69,006	342,155		
	短大卒	19	38.4	347,737	35,526	312,211		
	高校卒	9	48.4	404,097	59,617	344,480		
	—	—	—	—	—	—		
事 務 関 係 職 種	事務係長	65	43.4	322,105	36,154	285,951	係の長及び係 長級専門職	行政職 3 級
	大学卒	26	39.6	349,667	52,336	297,331		
	短大卒	25	46.4	307,562	33,636	273,926		
	高校卒	14	45.3	296,891	10,601	286,290		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術係長	21	45.8	357,659	63,476	294,183		
	大学卒	16	45.8	372,590	83,313	289,277		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	4	44.4	309,113	0	309,113		
	—	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職2級 (一部は3級)
	大 学 卒	66	42.4	296,724	34,674	262,050		
	短 大 卒	25	40.2	298,776	36,267	262,509		
	高 校 卒	27	42.1	298,104	35,297	262,807		
	中 学 卒	14	46.9	290,398	30,629	259,769		
	技 術 主 任	—	—	—	—	—		
	大 学 卒	55	43.0	348,042	46,372	301,670		
	短 大 卒	28	42.7	343,566	46,588	296,978		
	高 校 卒	11	44.9	376,596	57,865	318,731		
	中 学 卒	15	42.3	341,084	40,597	300,487		
		*	*	*	*	*		
事 務 関 係 職 種	事 務 係 員	247	35.7	244,722	23,424	221,298		行政職1級
	大 学 卒	141	31.6	255,509	27,112	228,397		
	短 大 卒	51	36.7	222,127	25,079	197,048		
	高 校 卒	53	45.2	233,476	12,076	221,400		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 係 員	191	37.9	275,590	34,503	241,087		
	大 学 卒	86	36.8	275,016	41,851	233,165		
	短 大 卒	41	37.5	270,848	31,613	239,235		
	高 校 卒	63	39.6	279,028	27,067	251,961		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		

その2 給与比較の対象外職種
規模計

(平成29年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 人 員 実 人	平 年 均 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
技能・ 労務 関係 職種						
電話交換手	—	—	—	—	—	電話交換手は、見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
自家用自動車運転手	4	49.6	280,301	0	280,301	
守 衛	—	—	—	—	—	
用 務 員	*	*	*	*	*	
海 事 関 係 職 種						港内又は湾内を航行区域とする総トン数5トン以上の船舶の乗組員
船 長・ 機 関 長	—	—	—	—	—	
一 等 航 海 士・ 機 関 士	—	—	—	—	—	
二 等 航 海 士・ 機 関 士	14	34.7	514,934	163,124	351,810	
三 等 航 海 士・ 機 関 士	—	—	—	—	—	
運 航 士	—	—	—	—	—	
甲 板 長・ 操 機 長	*	*	*	*	*	
甲 板 手・ 操 機 手	—	—	—	—	—	
甲 板 員・ 機 関 員	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 年 均 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	—	—	—	—	—
	大 学 教 授	—	—	—	—	—
	大 学 准 教 授	—	—	—	—	—
	大 学 講 師	—	—	—	—	—
	大 学 助 教	—	—	—	—	—
高 等 学 校 教 育 関 係 職 種	高 等 学 校 校 長	*	*	*	*	*
	高 等 学 校 教 頭	3	55.0	621,833	0	621,833
	高 等 学 校 教 諭	42	44.7	473,111	7,982	465,129
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	— 構 成 員 50 人 以 上 の 研 究 所 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)
	研 究 部 (課) 長	—	—	—	—	— 2 室 (係) 以 上 又 は 構 成 員 7 人 以 上 の 部 (課) の 長
	研 究 室 (係) 長	—	—	—	—	— 構 成 員 3 人 以 上 の 室 (係) の 長
	主 任 研 究 員	—	—	—	—	— 下 位 研 究 員 より 上 位 の 者 (研 究 所 長 の 職 名 を 有 す る 者 、 上 記 研 究 部 (課) 長 及 び 研 究 室 (係) 長 を 除 く 。)
	研 究 員	—	—	—	—	—
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
病 院 長	3	64.0	1,821,110	20,000	1,801,110	部下に医師又は歯科医師5人以上
副 院 長	3	58.0	1,179,700	113,000	1,066,700	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
医 科 長	*	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師1人以上
医 師	25	48.2	1,278,179	84,100	1,194,079	
歯 科 医 師	*	*	*	*	*	
薬 局 長	3	54.7	456,595	1,667	454,928	部下に薬剤師2人以上
薬 剤 師	10	42.8	312,949	4,441	308,508	
診 療 放 射 線 技 師	11	45.4	312,562	11,055	301,507	
臨 床 検 査 技 師	9	42.0	280,462	22,628	257,834	
栄 養 士	8	42.6	258,642	292	258,350	
理 学 療 法 士	21	32.6	255,873	5,868	250,005	
作 業 療 法 士	43	32.5	251,427	2,319	249,108	
総 看 護 師 長	3	53.0	425,310	0	425,310	部下に看護師長5人以上
看 護 師 長	25	49.6	342,045	12,063	329,982	部下に看護師又は准看護師5人以上
看 護 師	114	40.8	292,258	19,391	272,867	
准 看 護 師	74	45.1	260,515	26,929	233,586	

第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(平成29年職種別民間給与実態調査)

企業規模	項目	管 理 職 (課 長 級)		一 般 従 業 員 (係 員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%
	規 模 計	60.5	39.5	63.0	37.0
	500人以上	51.0	49.0	53.5	46.5
	100人以上500人未満	66.5	33.5	67.8	32.2
	100人未満	59.4	40.6	63.7	36.3

3 標準生計費及び 労働経済指数

第17表 那覇市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成29年4月分）

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	20,620	36,340	42,550	48,760	54,970
住居関係費	52,960	65,350	55,800	46,250	36,700
被服・履物費	2,180	5,480	7,130	8,790	10,440
雑費Ⅰ	23,340	31,550	43,470	55,400	67,320
雑費Ⅱ	6,850	19,960	21,630	23,310	24,990
合計	105,950	158,680	170,580	182,510	194,420

平成29年4月の標準生計費算定方法

1 標準生計費の各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

2 2人～5人世帯については、家計調査における平成29年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、那覇市と全国の平均4人値から各費目別標準生計費を算定した。

第18表 労働経済指標

項目 年度 年月	①	②	③	④	⑤				⑥				⑦	
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指数前年比 (調査産業計)	有効求人 倍率 (季調値)	完全失 業率 (季調値)	きまって支給する給与 (調査産業計)				うち所定内給与 (調査産業計)				総実労働時間 (調査産業計)	
	前年度比・ 前期比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(%)	全 国 (千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	沖 縄 県 (千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	全 国 (千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	沖 縄 県 (千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	全 国 (時間)	沖 縄 県 (時間)
平成27年度	1.3	1.1	1.23	3.3	289.1	0.5	237.7	2.8	264.0	0.6	220.3	2.7	148.9	151.2
28年度	1.3	0.9	1.39	3.0	290.0	0.3	238.4	0.3	265.0	0.4	221.2	0.4	148.3	149.7
平成28年4月		0.8	1.33	3.2	293.8	0.5	242.5	0.0	267.6	0.4	224.6	0.5	153.8	155.0
5月	0.5	0.8	1.35	3.2	287.5	0.3	237.8	1.3	263.0	0.1	221.3	1.4	142.7	146.2
6月		0.9	1.36	3.1	290.3	0.0	238.3	1.0	265.7	0.1	221.3	1.1	154.0	153.8
7月		0.8	1.37	3.0	290.1	0.3	238.3	0.3	265.5	0.4	221.5	0.5	151.5	150.5
8月	0.2	0.9	1.37	3.1	288.3	0.3	237.9	0.0	264.3	0.5	221.5	1.0	145.0	149.9
9月		1.0	1.38	3.0	289.1	0.3	236.6	0.3	265.0	0.5	220.5	0.4	148.8	149.1
10月		0.9	1.40	3.0	291.0	0.4	238.1	1.3	265.6	0.5	220.9	1.4	148.3	148.7
11月	0.4	1.0	1.41	3.1	290.7	0.6	237.8	0.9	265.1	0.7	220.5	1.1	150.5	148.4
12月		1.0	1.43	3.1	290.7	0.5	238.3	0.1	264.9	0.6	220.7	△ 0.2	148.0	148.1
平成29年1月		1.1	1.43	3.0	288.1	0.4	237.4	△ 0.4	263.4	0.6	219.4	△ 0.7	139.2	146.3
2月	0.3	1.1	1.43	2.8	289.3	0.3	235.5	△ 0.8	264.1	0.3	217.5	△ 0.7	146.7	144.9
3月		1.1	1.45	2.8	291.4	△ 0.2	242.3	△ 0.3	266.1	0.0	224.8	△ 0.2	150.3	155.2
4月		1.6	1.48	2.8	295.0	0.3	243.9	0.6	268.9	0.6	226.5	0.8	153.1	154.2
5月	(P)0.6	1.8	1.49	3.1	289.1	0.5	239.3	0.6	264.8	0.7	223.0	0.8	144.7	149.9
資料出所	内閣府	厚生労働省		総務省	厚生労働省									

(注) 1 (P)の付されている数値は速報値である。
 2 ①は平成23年暦年連鎖価格、②、⑤、⑥、⑩、⑪は平成27年基準である。
 3 ②、⑤、⑥、⑦、⑧は事業所規模30人以上の数値である。
 4 ⑨の全国は農林漁家世帯を除く数値、那覇市は農林漁家世帯を含む数値である。
 5 ⑨、⑩の平成27年度、28年度の欄は、それぞれ平成27暦年、28暦年の数値である。

⑧ 所定外労働時間 (調査産業計)		⑨ 消 費 支 出								⑩ 消費者物価総合 指 数 前 年 比		⑪ 国内企業 物 価 前 年 比	項 目 年 度 月
全国 (時間)	沖縄県 (時間)	全 国				那 覇 市				全国 前年度比・ 前年同月比 (%)	那覇市 前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	
		二人以上の世帯 (千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	うち勤労者世帯 (千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	二人以上の世帯 (千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	うち勤労者世帯 (千円)	前年比・ 前年同月比 (%)				
12.8	10.1	288.3	△ 1.2	315.4	△ 1.0	233.8	3.5	267.3	4.3	0.8	0.7	—	平成27年度
12.7	10.0	283.4	△ 1.7	310.4	△ 1.6	244.6	4.6	264.4	△ 1.1	△ 0.1	0.3	△ 2.3	28年度
13.3	10.8	299.1	△ 0.7	337.3	1.3	221.2	0.1	252.0	△ 2.6	△ 0.3	0.4	△ 4.4	平成28年4月
12.2	9.4	283.3	△ 1.4	308.0	△ 2.9	278.8	27.6	311.1	26.9	△ 0.5	△ 0.1	△ 4.6	5月
12.5	9.7	262.7	△ 2.4	277.5	△ 5.4	240.1	8.2	276.0	16.7	△ 0.4	△ 0.1	△ 4.5	6月
12.5	9.7	279.6	△ 0.9	303.9	△ 3.7	230.8	0.6	240.8	△ 4.9	△ 0.4	△ 0.2	△ 4.2	7月
11.9	9.7	277.1	△ 5.4	302.0	△ 4.9	241.1	△ 14.1	263.3	△ 13.0	△ 0.5	△ 0.1	△ 3.8	8月
12.5	9.5	268.3	△ 2.7	297.3	△ 0.7	293.9	27.5	260.7	8.7	△ 0.5	△ 0.2	△ 3.3	9月
12.8	10.1	283.2	△ 0.2	306.6	△ 1.2	224.8	△ 4.7	234.1	△ 14.2	0.1	0.4	△ 2.7	10月
13.1	9.6	272.1	△ 0.9	295.3	0.1	226.2	9.0	234.9	△ 0.9	0.5	0.9	△ 2.3	11月
13.1	10.2	319.8	0.2	350.3	3.0	272.6	11.3	286.1	3.9	0.3	0.8	△ 1.2	12月
12.3	9.9	280.0	△ 0.7	307.3	△ 1.8	229.4	6.8	254.3	7.5	0.4	0.3	0.5	平成29年1月
12.7	10.2	261.3	△ 3.6	298.2	0.0	214.1	2.3	249.8	6.6	0.3	0.0	1.1	2月
13.1	11.0	298.7	△ 1.1	337.4	0.6	255.5	△ 9.2	316.7	△ 7.8	0.2	0.0	1.4	3月
13.2	11.5	295.3	△ 1.3	330.4	△ 2.1	221.2	0.0	268.3	6.5	0.4	0.2	2.1	4月
12.3	10.6	283.3	0.0	314.1	2.0	217.5	△ 22.0	256.4	△ 17.6	0.4	0.5	2.1	5月
総 務 省												日本銀行	資料出所

平成29年 職員の給与等に関する報告及び勧告

平成29年10月発行

編集・発行 沖縄県人事委員会
沖縄県那覇市泉崎1-2-2
TEL 098-866-2546 FAX 098-866-2541

印刷 (有)金城印刷



- ・古紙配合率70%。白色度73%の再生紙を使用しています。
- ・この報告書は、550部作成し、1部当たりの印刷単価は1,566円（1円未満は切捨）です。